

## 論点3 ボランティア、民間企業の役割と連携

阪神・淡路大震災以降、防災ボランティア活動は、被災地の様々な局面で大きな役割を果たしている。近年の地方都市の地震災害においても同様の傾向が見られるとともに、被災地に災害ボランティアセンター（以降、災害 VC と記載）を設置し、防災ボランティア活動を支援する体制が一般的となっている。災害 VC は、社会福祉協議会（以降、社協と記載）を中心に、行政やNPO等、多様な主体の連携のもと設立、運営され、ボランティアのコーディネートや宿泊・移動の支援等を行っている。また、過去の災害時において、民間企業から被災地へ専門家の派遣や物資・資機材等の提供が行われており、これらが被災地での活動の大きな助けとなっている。

今後、こうしたボランティアや民間企業等との「共助」の体制の確立が、円滑な対応の実現に寄与すると考えられる。

一方で、ボランティアや民間企業との連携方法や、支援の受け入れについては、個別の協定の締結等も行われているが、地震発生時に円滑に連携ができるような環境整備についての検討が必要と考えられる。

以下では、地震災害時におけるボランティアや民間企業の活動範囲や活動内容、受け入れの仕組みについて、被災地における事例等を踏まえながら整理する。

1. 検討の趣旨	
・ ボランティアが社会に定着	・ 防災行政上にボランティアの位置づけ
過去の震災時における活動	今後の方向性
<b>2. 災害 VC 等の運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数のボランティアの受け入れ</li> <li>・ 社協、行政、NPOが連携して設置</li> <li>・ 運営スタッフの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害VCの迅速な設置判断、適切な運営体制の確保</li> <li>○過去の災害経験やノウハウ等の活用</li> </ul>
<b>3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震災害時の多様なニーズ</li> <li>・ 困難なニーズ把握</li> <li>・ 安全確保に関する注意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の多様なニーズを丁寧に拾い上げ、適切に対応を講じる体制の確保</li> <li>○被災者とボランティアとの信頼関係の構築</li> </ul>
<b>4. 防災ボランティア活動の支援等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の寄附や貸与</li> <li>・ 移動手段の確保</li> <li>・ 宿泊場所の確保、幹旋</li> <li>・ ボランティア保険の掛け金助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災ボランティア活動への適切な支援</li> <li>○防災ボランティア活動における注意事項の周知</li> </ul>
<b>5. 民間企業との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的なノウハウの提供</li> <li>・ 豊富な物資等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間企業等の取り組みを促すための仕組みづくり</li> </ul>

図 1 本論点に関する検討内容の全体構造

# 1. 検討の趣旨

## (1) 防災ボランティア活動の高まり

1995年の阪神・淡路大震災では、約19万棟の建物が被害を受け、ピーク時には30万人を超える避難者が発生した。こうした被害に対し、全国からボランティアが駆けつけて救援活動に携わった。兵庫県の記録では発災後一ヶ月間（平成7年1月17日～2月17日）のボランティア数は延べ約62万人（一日平均2万人）、一年間では延べ約137万人と記録されている。

（出典）兵庫県「阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録」

この災害が起きた1995年は「ボランティア元年」とも呼ばれ、社会全体がボランティアに注目するようになっていった。

全国社会福祉協議会「防災ボランティア活動年報2009」によれば、2009年4月の時点で全国の社協において把握されているボランティアの人数（ボランティア団体に所属するボランティアの人数と、個人で活動するボランティアの人数を合計）は約740万人であり、調査が始まった1980（昭和55）年からの25年間で、約4.6倍となっている。また、団体に所属するボランティアと個人ボランティアのそれぞれの伸びをみると、1980（昭和55）年と比較して、団体所属ボランティアは約4.5倍（団体数は約7.7倍）、個人ボランティアは約7.4倍になっている。

（出典）全国社会福祉協議会「防災ボランティア活動年報2009」

表1 阪神・淡路大震災 期間別防災ボランティア活動者数推計

期 間	日 数	1日平均のボランティア人数			累 計	
		避 難 所	物資の搬 出・搬入	炊き出し 準備、地 域活動等		
1/17～2/17	31日間	12,000	3,700	4,300	20,000	620,000
2/18～3/16	27日間	8,500	1,500	4,000	14,000	1,000,000
3/17～4/3	18日間	4,600	400	2,000	7,000	1,130,000
4/4～4/18	15日間	1,600	100	1,000	2,700	1,170,000
4/19～5/21	33日間	750	10	340	1,100	1,206,000
5/22～6/20	30日間	390	310		700	1,227,000
6/21～7/23	33日間	330	470		800	1,253,400
7/24～8/20	28日間	220	580		800	1,275,800
8/21～9/20	31日間	900			900	1,303,700
9/21～10/20	30日間	600			600	1,321,700
10/21～11/20	31日間	600			600	1,340,300
11/21～12/20	30日間	500			500	1,355,300
12/21～1/20	31日間	700			700	1,377,300

※避難所緊急パトロール隊による実態調査、各市町対策本部へ電話照会、活動団体への電話照会をもとに算出

（出典）兵庫県「阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録」

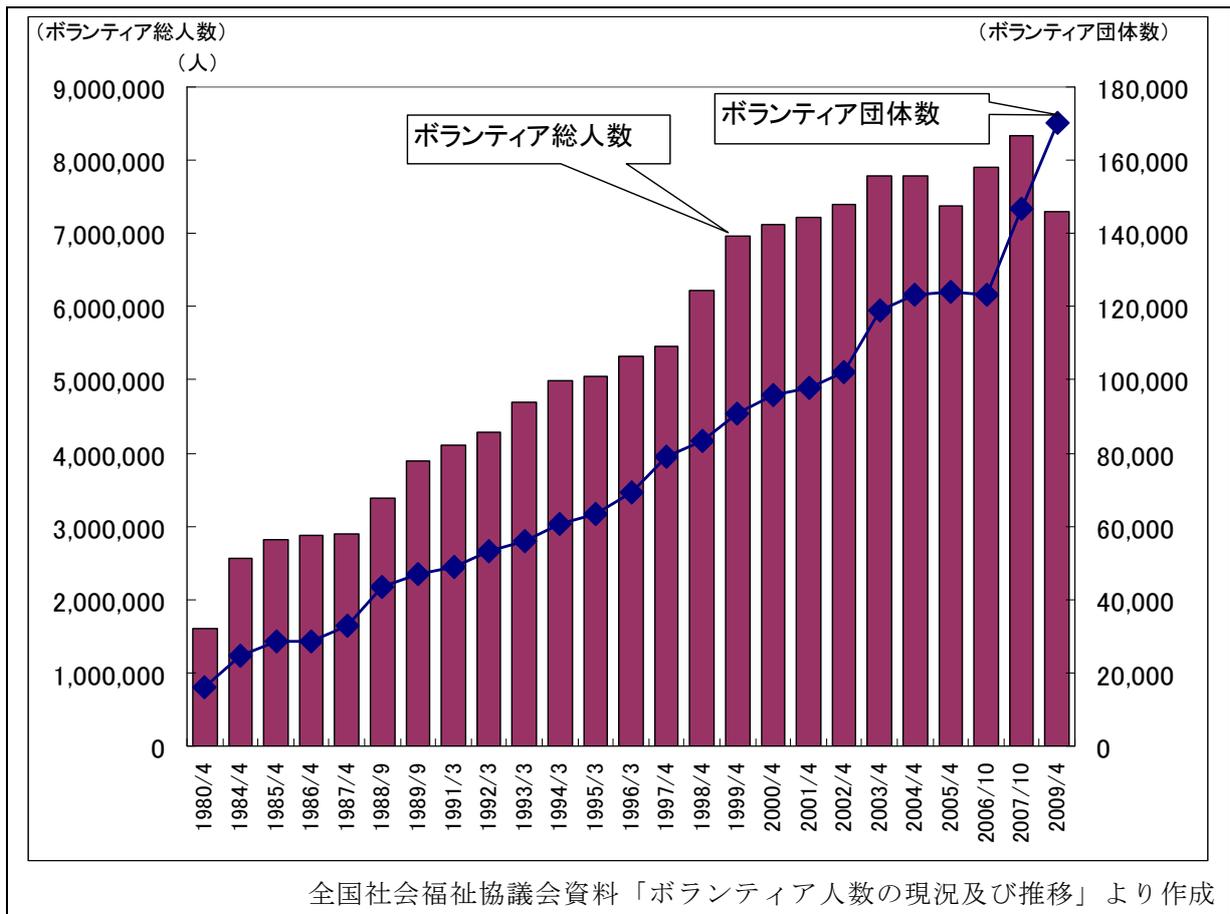


図 2 ボランティアの把握人数の推移

## (2) 防災行政上のボランティアの位置づけの変容

近年の災害時にも、全国から多数のボランティアが駆けつけ、被災地における公助ではカバーしきれないきめ細かなニーズにも目を向けた活動が行われており、家屋の片付けや炊き出しなどの直接的な活動だけでなく、被災者への寄り添いや地元のお祭り等の催事の開催のお手伝いなどの間接的な活動まで、被災者本位の復旧・復興のために不可欠な支えにもなり得る存在として大きな役割を果たしている。

(出典) 内閣府「防災白書(平成22年度版)」

[http://www.bousai.go.jp/hakusho/h22/bousai2010/html/honbun/2b\\_3s\\_4\\_01.htm](http://www.bousai.go.jp/hakusho/h22/bousai2010/html/honbun/2b_3s_4_01.htm)

阪神・淡路大震災以降、防災ボランティア活動は、防災行政上も重要であることが認識されてきており、制度的支援の枠組みが構築されてきている。

平成7年、災害対策基本法及び防災基本計画が改正され、国及び地方公共団体は「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努めなければならないことが法律上明確に規定された。このうち、防災基本計画では、「防災ボランティア活動の環境整備」「ボランティアの受け入れ」

を国、地方公共団体及び関係機関が連携して行うことになっている。

また、平成7年12月15日の閣議了解により、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）が創設されたほか、活動関係者等からなる「防災ボランティア活動検討会」や相互交流を図る「防災とボランティアのつどい」の開催、ボランティアに対する普及啓発資料（「防災ボランティア活動の情報・ヒント集」の取りまとめ等）や地方公共団体等受入れ側に対する普及啓発（パンフレット「地域の『受援力』を高めるために」の発刊等）など、防災ボランティア活動環境の整備に係る取り組みが進められている。

また、都道府県・政令指定都市等の間で情報を共有する「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」が消防庁を事務局として開催されている。

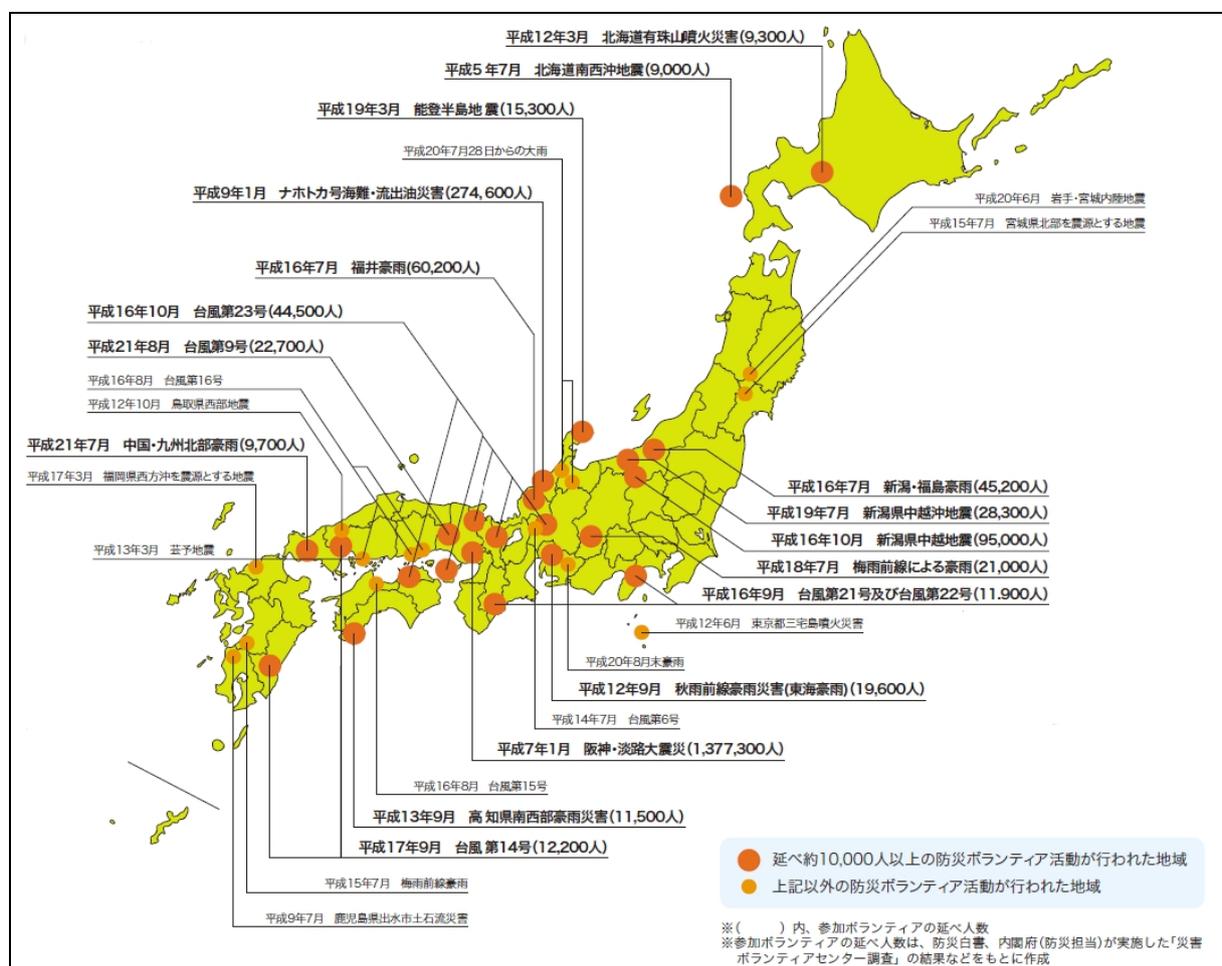


図3 近年の多くのボランティアが参加した主な災害

(出典) 内閣府「地域の『受援力』を高めるために」

災害対策基本法（抜粋）

（平成七年一二月改正内容）

（施策における防災上の配慮等）

第八条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

（中略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

防災基本計画（抜粋）

（平成七年七月修正内容）

\*防災基本計画は平成七年七月に全面修正

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

第12節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

- 国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

（以下略）

## 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」について

平成 7 年 12 月 15 日 閣議了解

1. 政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、災害時における防災ボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を設ける。
2. 「防災とボランティアの日」は、毎年 1 月 17 日とし、1 月 15 日から 1 月 21 日までを「防災とボランティア週間」とする。
3. この週間において、災害時における防災ボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。

(出典) 内閣府 H P

[http://www.bousai.go.jp/volunteer/html/detail\\_kakugi.html](http://www.bousai.go.jp/volunteer/html/detail_kakugi.html)



(防災ボランティア活動検討会 (全体会))



(防災ボランティア活動検討会 (分科会))



(防災とボランティアのつどい (全体会))



普及啓発パンフレット  
「地域の「受援力」を高めるために」

### (3) 災害 VC を中心とした活動

阪神・淡路大震災以降、災害救助法が適用されるような被害規模の大きな災害が毎年のように発生している。また、彼らを救援活動の現場につなぐ仕組みとして災害 VC が開設されることも、社会的に定着した。

(出典) 菅磨志保/山下祐介/渥美公秀編「災害ボランティア論入門」

被災地で災害 VC の設置主体となっているのは、多くの場合、被災地の社協である。

社協は、通常時は高齢者や障害者の在宅生活、ホームヘルプサービス（訪問介護）、配食サービス等の福祉サービスを提供するほか、防災ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等を行う地域の福祉サービスの拠点である。2010年4月1日時点では、全国社協を含め、全国47都道府県、全19指定都市をはじめ1,934箇所を設置されている。

災害 VC は、ボランティアを受け入れ、被災者のニーズを把握して活動場所に派遣する。活動に際して、移動や資機材等の便宜を図ることもある。

表 2 全国の社会福祉協議会の数（2010年4月1日時点）

総数	1,934
(内訳) 市町村	1,737
指定都市の区	130
都道府県	47
指定都市	19
全国	1

(出典) 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会HP

<http://www.shakyo.or.jp/about/index.htm>

(災害 VC の活動内容)

【被災地のニーズの把握】

- ・家の片付け、避難所でのお手伝いなど、被災地の暮らしのニーズ収集

【ボランティアの受け入れ】

- ・災害 VC を立ち上げた場所を、被災地内外に情報発信し、活動を希望するボランティアを受付
- ・被災地外から来るボランティアの移動手段（バス等）の便宜

【人数調整・資機材の貸し出し】

- ・被災者ニーズにあわせた、必要なボランティアの調整
- ・活動のために必要な道具の準備、貸し出し

(出典) 内閣府パンフレット「地域の『受援力』を高めるために」

以上のことを踏まえ、近年の地震災害における防災ボランティア活動及び支援状況等から課題を整理し、円滑な防災ボランティア活動の環境整備を進めるための対策を検討する。

## 2. 災害 VC 等の運営

過去の震災時における災害 VC の活動状況を整理する。

### (1) 多数のボランティアの受け入れ

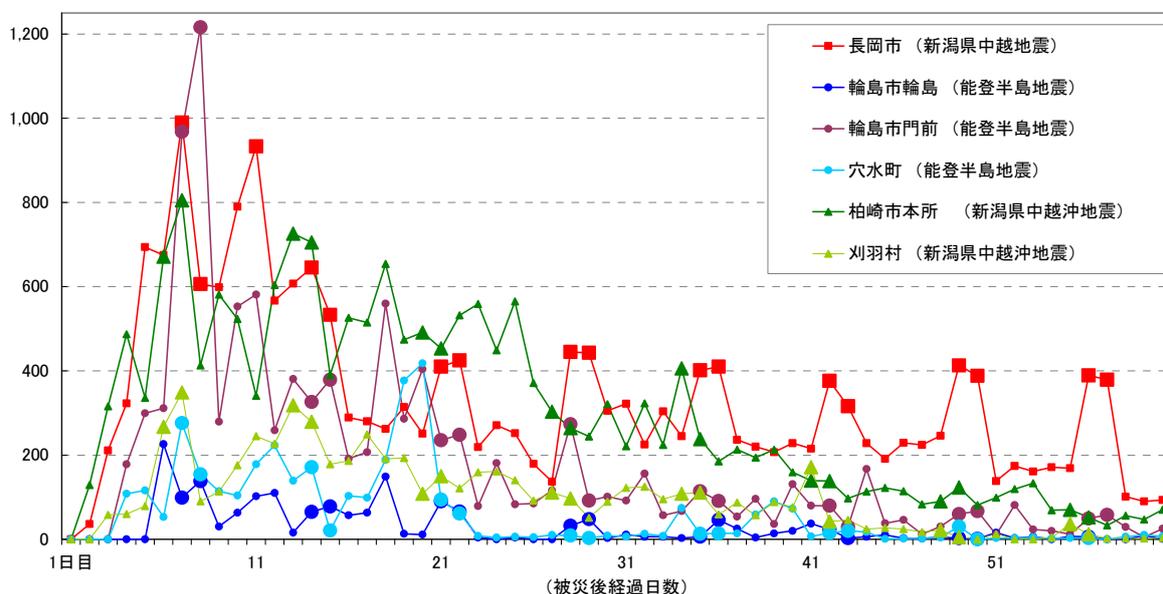
過去の震災においては、多くのボランティアが被災地を訪れている。

災害発生直後、またはボランティアの受け入れを開始した直後には、数十人～数百人の規模でボランティアが訪れる。被害が大きな市町村では、数百人規模のボランティアの来訪が一ヶ月以上も継続する。

また、土・日曜、祝日には平日よりも多数のボランティアが訪れる傾向がある。特に、地震発生後の最初の土・日曜に、多くの方が集中している。また、災害発生後の応急対応期においては、被災地以外からの個人ボランティアの比率が高い傾向がある。

このように、多数のボランティアが集中して被災地を訪れると、対応する部署での混雑や、行政等の災害対応と防災ボランティア活動の齟齬等が発生し、混乱が発生することもある。

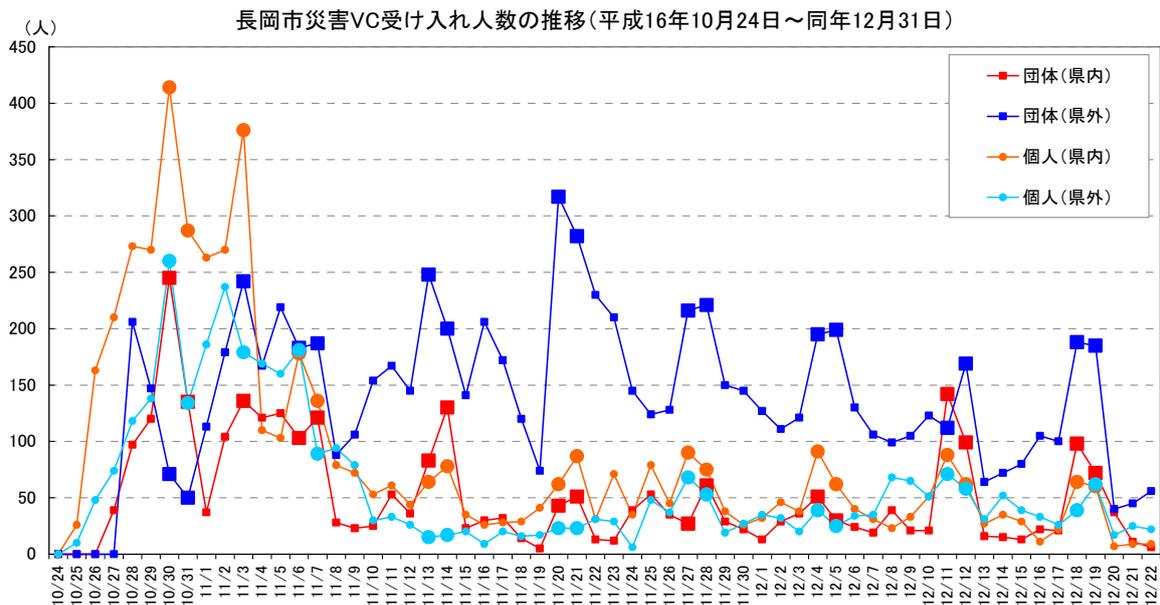
そのため、ボランティアは本来、自発的な行動であるが、行政等の対応と防災ボランティア活動が一体的または効率的に連携して行われるように、被災地内でのボランティア数や活動状況を把握しておくことは重要と考えられる。



※グラフ上の大きな印が土曜・日曜及び祝日

図 4 ボランティア人数の推移

(長岡市社会福祉協議会資料「長岡市災害ボランティアセンター・長岡市社協の対応状況」、石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」、新潟県社会福祉協議会「新潟県中越地震における社会福祉協議会の災害救援活動報告書」より作成)



※グラフ上の大きな印が土曜・日曜及び祝日

図 5 出身地、所属状況別のボランティア数の推移（長岡市）

（長岡市社会福祉協議会「長岡市災害ボランティアセンター・長岡市社協の対応状況」より作成）

## ▶ ボランティアの受け入れ状況

### ＜新潟県中越地震＞

新潟県の地震が発生した平成16年度（平成16年10月23日～平成17年3月31日：160日間）のボランティア受入れ数は83,959人であり、そのうち約70%（58,438人）が県外からのボランティアである。県外からの受入れ人数が最も多い川口町では、平成16年度中に計21,496人を受け入れている。期間中（160日間）1日平均135人の県外ボランティアが訪れたことになり、これは川口町の職員数（91人<sup>1</sup>）よりも多い。なお、当時の川口町の人口（5530人<sup>2</sup>）の2.5%にあたる。

ボランティアの受入れ数は急激に減少し、県内のボランティアの比率が増加する傾向にあるが、平成20年度までの合計でも県外からのボランティア数が比率で大きく上回っている（約67%）。

長岡市を例にとると、1日毎のボランティア受け入れ数は、災害発生直後は36人であったが、その翌日は1日で200人を超えている。さらに地震発生後、最初の土曜日には最多となる1日990人のボランティアが訪れている。

<sup>1</sup> 内閣府「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P31

<sup>2</sup> 新潟県人口時系列データ（市町村別）における県推計人口による。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1282075307357.html>

表 3 ボランティア受入れ数（新潟県中越地震）

（平成 20 年 7 月 31 日現在）

市町名	年度	平成 16 年度			平成 17 年度	
		県内	県外	未確認	県内	県外
長岡市【合併後】		11,755	13,620	33	2,241	2,523
小千谷市		5,946	19,055	203	666	632
柏崎市		84	18	23	15	0
見附市		376	141	0	-	-
十日町市【合併後】		1,697	4,108	1,870	614	291
川口町		3,534	21,496	0	341	980
県内・県外合計		23,392	58,438	2,129	3,877	4,426
（年度内合計との比）		27.9%	69.6%	2.5%	46.7%	53.3%

市町名	年度	平成 18 年度		平成 19 年度	
		県内	県外	県内	県外
長岡市【合併後】		939	354	228	27
小千谷市		266	204	121	0
柏崎市		0	0	0	0
見附市		36	2	19	2
十日町市【合併後】		287	16	70	12
川口町		174	6	0	0
県内・県外合計		1,702	582	438	41
（年度内合計との比）		74.5%	25.5%	91.4%	8.6%

市町名	年度	平成 20 年度		合計		
		県内	県外	県内	県外	未確認
長岡市【合併後】		0	0	15,163	16,524	33
小千谷市		1	0	7,000	19,891	203
柏崎市		0	0	99	18	23
見附市		-	-	431	145	0
十日町市【合併後】		0	0	2,668	4,427	1,870
川口町		0	0	4,049	22,482	0
県内・県外合計		1	0	29,410	63,487	2,129
（年度内合計との比）		100.0%	0.0%	30.9%	66.8%	2.2%

（出典）新潟県ホームページ「中越大震災ボランティア受入状況」より作成

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/200731cyuetsudaishinsaivourasu,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/200731cyuetsudaishinsaivourasu,0.pdf)

### <福岡県西方沖を震源とする地震>

地震後の平成 17 年 3 月 21 日～5 月 31 日の間に、福岡市災害 VC に登録したボランティア（企業、団体等によるボランティアを除く）数は 2,187 人となっている。3 月（3 月 21 日～3 月 31 日の 11 日間）では 1 日平均で約 100 人の登録があったことになる。

表 4 ボランティア登録人数（福岡県西方沖地震）

	登録人数	
	合計	(1 日平均)
3 月	1,199	99.9
4 月	983	32.8
5 月	5	—
計	2,187	45.5

（出典）福岡県西方沖地震記録誌（平成 20 年版）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/16867/1/6-8.pdf>

### <能登半島地震>

石川県県民ボランティアセンターは、県災害対策ボランティア本部を設置し、地震発生直後は被害状況確認やライフライン復旧作業、余震による二次災害のおそれがあることから、ボランティアの自粛願いについて県ホームページなどを通じて発信した。ボランティアの募集を開始したのは、地震発生から 3 日後の平成 19 年 3 月 28 日であった。

ボランティアの募集を開始した同日は、輪島市門前地区には 178 人、穴水町には 108 人が登録している。その後ボランティア人数は増え続け、特に地震発生後の最初の週末となった 3 月 31 日、4 月 1 日にはそれぞれ 1,343 人、1,508 人のボランティアが被災地を訪れており、門前地区だけでも 968 人、1,216 人と多数のボランティアが訪れている。

5 月 31 日までの間に、門前地区には 10,754 人（輪島市全体では 12,512 人）、穴水町には 3,591 人、合計 16,103 人のボランティアが訪れている。

表 5 ボランティア受付活動人数（能登半島地震）

月/日	曜日	輪島市		穴水町	合計
		輪島	門前		
3/28	(水)	—	178	108	286
3/29	(木)	—	299	116	415
3/30	(金)	226	311	53	590
3/31	(土)	99	968	276	1,343
4/1	(日)	138	1,216	154	1,508
合計(～5月31日)		1,758	10,754	3,591	16,103

（出典）石川県県民ボランティアセンター

「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_3.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_3.pdf)

## ＜新潟県中越沖地震＞

地震発生翌日の平成 19 年 7 月 17 日～同年 12 月 31 日までの間に、新潟県全体では 27,723 人のボランティアを受け入れている。

受け入れボランティア数が多い柏崎市の本所地区と、刈羽村について、地震発生後から 9 月 30 日までのボランティア受け入れ数を見ると、地震発生直後から柏崎市では百人以上のボランティアが訪れる等、多数の受け入れが行われている。地震発生後の最初の土・日曜には、柏崎市、刈羽村の最大受け入れ数となるボランティアが訪れている。この後、7 月下旬～8 月と夏休みの時期に入ったため、ボランティア数があまり減少せずに推移している。

**表 6 ボランティア受入れ数（新潟県中越沖地震）**

（平成 19 年 12 月 31 日現在）

	受入れ開始	受入れ ボランティア数	最多受入れ日、人数
柏崎市		20,963 人	
本所	7/17	18,999 人	7/22 805 人
西山支所	7/21	1,964 人	7/31 157 人
刈羽村	7/18	6,566 人	7/22 349 人
出雲崎町	7/19	194 人	7/22 66 人
合計		27,723 人	

（出典）新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/4\\_02-1,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/4_02-1,0.pdf)

表 7 柏崎市（本所地区）、刈羽村におけるボランティア受け入れ数の推移  
（新潟県中越沖地震）

（平成 19 年 7 月 16 日～9 月 30 日）

	柏崎市 （本所）	刈羽村		柏崎市 （本所）	刈羽村		柏崎市 （本所）	刈羽村
7月16日	0	0	8月1日	515	249	9月1日	90	22
7月17日	129	0	8月2日	654	191	9月2日	123	5
7月18日	316	58	8月3日	474	193	9月3日	81	0
7月19日	487	60	8月4日	491	108	9月4日	99	12
7月20日	336	79	8月5日	453	150	9月5日	119	0
7月21日	671	267	8月6日	532	121	9月6日	133	0
7月22日	805	349	8月7日	559	159	9月7日	69	4
7月23日	413	90	8月8日	449	161	9月8日	70	36
7月24日	581	113	8月9日	565	140	9月9日	52	12
7月25日	523	176	8月10日	371	92	9月10日	33	2
7月26日	341	245	8月11日	303	111	9月11日	56	2
7月27日	604	227	8月12日	264	97	9月12日	47	2
7月28日	726	318	8月13日	244	51	9月13日	70	3
7月29日	705	279	8月14日	321	89	9月14日	87	2
7月30日	390	178	8月15日	221	122	9月15日	97	16
7月31日	526	186	8月16日	323	125	9月16日	72	10
			8月17日	224	95	9月17日	38	14
			8月18日	406	108	9月18日	24	0
			8月19日	238	111	9月19日	13	0
			8月20日	185	59	9月20日	9	0
			8月21日	213	87	9月21日	14	0
			8月22日	194	57	9月22日	44	30
			8月23日	213	88	9月23日	40	13
			8月24日	159	76	9月24日	9	10
			8月25日	139	171	9月25日	3	4
			8月26日	138	42	9月26日	7	1
			8月27日	97	46	9月27日	13	0
			8月28日	113	24	9月28日	6	0
			8月29日	122	27	9月29日	14	13
			8月30日	114	24	9月30日	11	5
			8月31日	83	17			

（出典）新潟県社会福祉協議会

「新潟県中越沖地震における社会福祉協議会の災害救援活動報告書」

## <岩手・宮城内陸地震>

地震が発生した平成 20 年 6 月 14 日、栗原市社会福祉協議会は災害 VC を設置せず、社協（応援職員含む）と市内の登録ボランティアで被災者ニーズに対応する方針を打ち出した。

栗原市社会福祉協議会を通じて被災地の防災ボランティア活動を行った人数は、平成 20 年 6 月 18 日～同年 7 月 31 日（避難所が閉鎖）の間に延べ 904 人となっている。期間内（48 日間）では、1 日平均で約 20.5 人となる。このほか、県や市町村社会福祉協議会からの支援職員が約 200 人活動している。

（出典）宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

**表 8 防災ボランティア活動状況（岩手・宮城内陸地震）**

（平成 20 年 7 月 31 日時点）

項目	人数	期間
防災ボランティア活動人数	延べ 904 人	6 月 18 日～7 月 31 日
県社会福祉協議会からの支援職員数	延べ 66 人	6 月 14 日～7 月 31 日
市町村社会福祉協議会からの支援職員数	延べ 135 人	6 月 15 日～7 月 20 日

（出典）宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

### (2) 災害 VC 等の立ち上げ

被災地では、災害 VC 等が設置され、ボランティア対応を行っている。

一般的に、県レベルでは、県社会福祉協議会やボランティアセンターといった、平常時のボランティア活動に関連する団体を中心となって県ボランティア本部等が設置される。また、被災市町村でも現地の社会福祉協議会が中心となり、災害 VC が設置される。設置時期は災害直後の場合もあるが、初動対応が一段落した数日後に設置し、ボランティア対応を開始する場合もある。市町村の災害 VC の設置は、発災から数日後となるケースが比較的多い。

以下に、長岡市社協が災害 VC を立ち上げるまでの経過を記載する。

#### ① 長岡市災害 VC の設置の決定

長岡市社協が置かれている長岡市社会福祉センターは、地震発生後、ライフラインが不通となっていた。そのため、長岡市役所の会議室に事務局長と参集職員が集まり、情報収集を行った。

地震発生翌日、同センターの片付けを行った後、長岡市役所の会議室を借りて災害 VC の設置に関する検討を開始した。当時の長岡市地域防災計画は、災害 VC の設置、運営手順を明確に定めた内容となっておらず、基本的な事項の取り決めはない状態であった。

そのような状態であったが、地震発生翌日の 10 月 24 日午後一時に、長岡市災害 VC を設置することについて市と合意した。

社協の所在地である市社会福祉センターの機能が確保できない状態で、地震発生から 24 時間経たずに災害 VC 設置を判断できた要因としては、長岡市社協がこの地震に先立ち、新潟・福島豪雨災害を経験していたことがあげられる。また、長岡市役所に場所を確保できたこと、豪雨災害時に支援を受けた NPO 法人の助言があったこと等、他機関との連携があったことも有効であった。

ここで、災害 VC の設置にあたっては、多くのボランティアが集まることや広いスペースが必要なこと、市外の人でもわかりやすく、駐車場があること等の条件を満たす公的施設が確保できなかったが、長岡市社会福祉センターのライフラインの復旧見通しが立ったため、災害 VC は同センターに設置することとなった。

## ② 長岡市災害 VC の機能確保

長岡市社協には、災害 VC の運営ノウハウ等を持ったスタッフがいたわけではなく、また応援の社協職員等も交通事情等からこの時点ではなく、職員数も不足していた。

そこで、長岡市社協は、この時点で訪れていたボランティア 36 名に対し、「災害 VC をつくりあげるためのボランティア」を依頼し、会場設営、チラシの配布、看板の作成、各種資料の作成、資機材の準備等を行った。ここでも、新潟・福島豪雨災害時の災害 VC 運営の経験が活き、必要な組織や導線の確保等、災害 VC 運営のイメージがあったことが有効であった。



図 6 長岡市 VC における  
受け入れ状況

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

### ➤ 災害 VC 等の設置状況

#### ＜新潟県中越地震＞

地震が発生した平成 16 年 10 月 23 日 19 時、県は県社会福祉協議会と協議を開始した。地震発生翌日の 10 月 24 日に新潟市内に新潟県災害救援ボランティア本部が設置され、4 日目の 10 月 26 日に長岡市内に新潟県災害救援ボランティア本部中越センターが設置された。ボランティア本部は、新潟県、新潟県社会福祉協議会、日本赤十字社、新潟県共同募金会、日本青年会議所

新潟県ブロック協議会、新潟県 NPO サポートセンターの 6 者と県内 NPO に  
より共同運営された。ピーク時の体制は 20 名前後である。

また、被災地の市町村では、災害 VC が設置された。

**表 9 災害 VC 等設置状況（新潟県中越地震）**

<地震発生：H16/10/23>

名称	設置日	(発災後)
新潟県災害救援ボランティア本部	H16/10/24	2 日目
新潟県災害救援ボランティア本部中越センター	H16/10/26	4 日目
越路町災害 VC	H16/10/25	3 日目
十日町市災害 VC	H16/10/24	2 日目
中里村災害 VC	H16/10/25	3 日目
小国町災害 VC	H16/10/28	6 日目
小千谷市災害 VC	H16/10/27	5 日目
川口町災害 VC	H16/10/30	8 日目
長岡市災害 VC	H16/10/25	3 日目
栃尾市災害 VC	H16/10/24	2 日目
柏崎市災害救護 VC	H16/10/24	2 日目

※山古志村は、発生後 62 日目に、避難先の長岡市内にボランティアセンターを設置。

※市町村合併等に伴い、後に名称が変更されている場合がある。

(出典) 内閣府『平成 16 年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』

<http://www.bousai-vol.go.jp/research/H16-volacen.pdf>

**表 10 災害 VC 等の運営体制（新潟県中越地震）**

名称	所属・役割	人数	(計)
県災害救援ボランティア本部	新潟県社会福祉協議会	9 人	23 人
	新潟県	9 人	
	日本赤十字社新潟県支部	2 人	
	新潟県医療福祉大学 学生ボランティア	3 人	
県災害救援ボランティア本部 中越センター	事務局	4 人	14 人
	コーディネート担当	2 人	
	情報担当	2 人	
	資材担当	3 人	
	人材担当	3 人	

・ 職員を派遣した県内市町村社会福祉協議会 46 市町村延べ 552 人

・ 職員を派遣した県外社会福祉協議会

46 都道府県 13 指定都市 61 市区町村延べ 1,999 人

(出典) 新潟県「中越大震災（前編）」

### <福岡県西方沖を震源とする地震>

今回の震災では、被害が局所的であったことや被災地住民が集団で避難所に  
避難したことなどから、防災ボランティア活動も中央区や西区、東区等の地域

や避難所などの範囲で集中的に展開された。

福岡市では、防災ボランティア活動の調整を行うために市災害 VC を設置している。市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が中心となっているが、玄界島の島民が島外避難した避難所が立地する中央区の災害 VC については、県社会福祉協議会からの支援がある。

**表 11 災害 VC 等設置状況（福岡県西方沖地震）**

＜地震発生：H17/3/19＞

名称	設置日	(発災後)
福岡市災害 VC ※本部及び中央区以外の各区	H17/3/22	3 日目
福岡市中央区ボランティアセンター	H17/3/20	1 日目
福岡市西区西浦ボランティアセンター	H17/3/29	11 日目

(出典) 福岡県西方沖地震記録誌 (平成 20 年版)

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/fukuokakennseihouokizishinnkirokushi.html>

**＜能登半島地震＞**

平成 19 年 3 月 25 日に、県地域防災計画に基づき、石川県災害対策ボランティア本部が設置された。その後、被災市町村では災害対策ボランティア現地本部として災害 VC 等が設置された。輪島市門前地区の災害 VC は、小学校の敷地内にテント等を設置した。

**表 12 災害 VC 等設置状況（能登半島地震）**

＜地震発生：H19/3/25＞

名称	設置日	(発災後)
石川県災害対策ボランティア本部	H19/3/25	1 日目
輪島市災害 VC 門前	H19/3/27	3 日目
輪島市災害 VC 輪島	H19/3/30	6 日目※
穴水町災害ボランティア現地本部	H19/3/27	3 日目

※輪島市社協は、被害の大きい門前地区に災害 VC を立ち上げたが、輪島地区の問合せが増加する等の事態から、対応が必要と判断して輪島地区にも災害 VC を設置した。

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

**表 13 災害 VC 等の運営場所（能登半島地震）**

名称	場所
輪島市災害 VC 門前	輪島市立門前東小学校
輪島市災害 VC 輪島	輪島市文化会館
穴水町災害ボランティア現地本部	穴水町保健センター

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

## ＜新潟県中越沖地震＞

新潟県では、平成 16 年新潟県中越地震の経験を基に災害対策本部の組織・運営体制の見直しを行っており、本部には被災者救援部の組織として災害ボランティア調整班が新たに位置付けられていた。

平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震発生後、災害ボランティア調整班は県社会福祉協議会、県防災ボランティア活動連絡協議会と連携しながら、現地災害 VC の設置状況などの情報収集を開始し、県内外からの災害ボランティアに関する問い合わせに対応した。

同日、県社会福祉協議会内に県災害救援ボランティア本部が設置された。本部は、防災ボランティア活動連絡協議会によって運営され、被災地の情報を県災害対策本部から収集するとともに、災害ボランティアコーディネーターを被災市町村に派遣し、災害 VC の立上げを支援した。

被災地の柏崎市、刈羽村、出雲崎町では、市町村社会福祉協議会が主体となり、県内外の NPO やボランティア団体、日本青年会議所、全国の社会福祉協議会などの支援・協力によって現地災害 VC が設置された。

また、柏崎市では 1 か所の災害 VC では十分な支援体制が取れないため、6 日目に災害 VC の支所を設置している。

これらの災害 VC は福祉センター等の公共施設に設置され、運営には、多いところで 50 名程度の職員が必要となっている。

**表 14 災害 VC 等設置状況（新潟県中越沖地震）**

＜地震発生：H19/7/16＞

名称	設置日	(発災後)
新潟県災害救援ボランティア本部	H19/7/16	1 日目
柏崎市災害 VC	H19/7/16	1 日目
柏崎市災害 VC 西山支所	H19/7/21	6 日目
刈羽村災害 VC	H19/7/17	2 日目
出雲崎町災害 VC	H19/7/17	2 日目

(出典) 内閣府『平成 19 年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』

<http://www.bousai-vol.go.jp/research/H19-volacen.pdf>

**表 15 災害 VC 等の運営体制（新潟県中越沖地震）**

名称	場所	人数
柏崎市災害 VC	市総合福祉センター	30～50 人
柏崎市災害 VC 西山支所	西山地区 いきいき館内	20～30 人
刈羽村災害 VC	村農村環境改善センター	25～30 人
出雲崎町災害 VC	町保健福祉総合センター	3～4 人

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/4\\_02-1,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/4_02-1,0.pdf)

## ＜岩手・宮城内陸地震＞

平成 20 年 6 月 14 日の地震発生後、栗原市社会福祉協議会は、以下のような理由から災害 VC を設置しないことを決定している。

- ・ 地震の規模に比べて被害が局所的であり、家屋の被害件数が少ないためネットワークを活用することによりボランティアニーズに対応可能であった。
- ・ 大きな被害があった被災地への交通が寸断されていた。
- ・ 被災住民から地域コミュニティによる支え合いを大切にしたいとの声があった。

栗原市社会福祉協議会では、地震発生後、宮城県社会福祉協議会の支援を受け、被災地での戸別訪問を開始し、被災住民のニーズ調査等を行った。また、県内市町村社会福祉協議会からは支援職員が派遣され、各避難所には相談窓口が開設された。

なお奥州市でも同様に、地震発生後は市外からのボランティア受入れを行わない方針で活動しており、6 月 18 日には市内のボランティアを中心とした支援活動の拠点として災害救援ボランティアセンターを設置している。

表 16 災害 VC 等設置状況（岩手・宮城内陸地震）

＜地震発生：H20/6/14＞

名称	設置日	(発災後)
栗原市社会福祉協議会災害対策本部	※ 1	※ 1
奥州市社会福祉協議会災害救援 VC	※ 2	※ 2

※ 1 栗原市社協、奥州市社協は、災害発生 1 日目から活動を開始し、市外からのボランティア募集を行わずに対応する方針とした

※ 2 奥州市社協は、H20/6/18 に、被害の大きかった地区の復興支援のため、「奥州市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター」を設置し、奥州市内からボランティアを受入れて、訪問やサロン、昼食交流会等を行った。

- ・ 栗原市への宮城県社会福祉協議会からの支援職員数 延べ 66 人
- ・ 栗原市への県下市町村社会福祉協議会からの支援職員数 延べ 135 人

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

(出典) 奥州市「平成 20 年岩手・宮城内陸地震「震災誌」

<http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/saigai/h20/0614/kirokushu/PDF/09shou.pdf>

<http://www.city.oshu.iwate.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1247124540659&SiteID=0>

### (3) 災害ボランティアの受け入れに関する広報

(1) で見たとおり、被災地には多数のボランティアが訪れることが予想される。被災地の災害 VC 等では、広報活動として、被災状況等に応じて、災害 VC 設置の周知等を行っている。

長岡市災害 VC は、地震から 3 日目の 10 月 25 日に、「長岡市災害 VC 設立」について関係機関及び、各種マスコミ等に情報発信した。また、ボランティアの来訪を自粛してもらう要請や、被災地外からはボランティアを募集しないことを周知した例もある。

▶ **域外ボランティアの被災地来訪に対する自粛の要請**

能登半島地震時、石川県災害対策ボランティア本部は、災害発生直後の被災地では、被災状況確認やライフライン復旧作業により混乱しており、余震による二次災害の恐れもあったことから、防災ボランティア活動のための被災地来訪をしばらく自粛して頂くよう県ホームページ等を通じて発信した。

復旧作業が落ち着き始めた 3 月 28 日から県ホームページ等を通じ、ボランティア募集と被災者ニーズの受付等の情報が発信された。

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」  
[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

▶ **災害 VC を設置しないことを周知した例**

栗原市社会福祉協議会は、広く県内外からのボランティアの受入れ等を行う「災害 VC」を設置しないことを決定し、市ホームページを通じて発信した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

<http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/saigai/h20/0614/kirokushu/PDF/09shou.pdf>

<栗原市HPでの広報文>

栗原市と栗原市社会福祉協議会は、市内の被災状況を確認した結果、災害 VC を設置していません。現在は栗原市社会福祉協議会地域福祉課を窓口とした生活支援を中心に栗原市内のボランティアで対応しています（市ボランティアセンターの登録ボランティアと市内の協力団体などと連携し、活動・対応中です）。



図 7 栗原市HPの広報

(出典) 栗原市HP

[http://www.kuriharacity.jp/kuriharacity/contents/emergency/saigai/080614\\_jisin/support/supporter.html](http://www.kuriharacity.jp/kuriharacity/contents/emergency/saigai/080614_jisin/support/supporter.html)

■ 栗原市社会福祉協議会による体制例

岩手・宮城内陸地震の際、栗原市社協は以下に挙げる理由から災害 VC を設置せず、社協及び被災地内の登録ボランティアを中心とした体制をとった。

- ・地震の規模に比べて被害が局所的であり、家屋の被害件数が少なかった。
- ・地元の栗原市社会福祉協議会ボランティアセンターのネットワークを活用することにより被災住民のボランティアニーズへの対応が可能であった。
- ・大きな被害があった被災地への交通が寸断されていた。
- ・被災住民から地域コミュニティによる支え合いを大切にしたいとの声があった。

(出典)宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

<http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/saigai/h20/0614/kirokushu/PDF/09shou.pdf>

※「ボランティアセンター」は、平常時の防災ボランティア活動をコーディネートする社協の通常体制の一部。

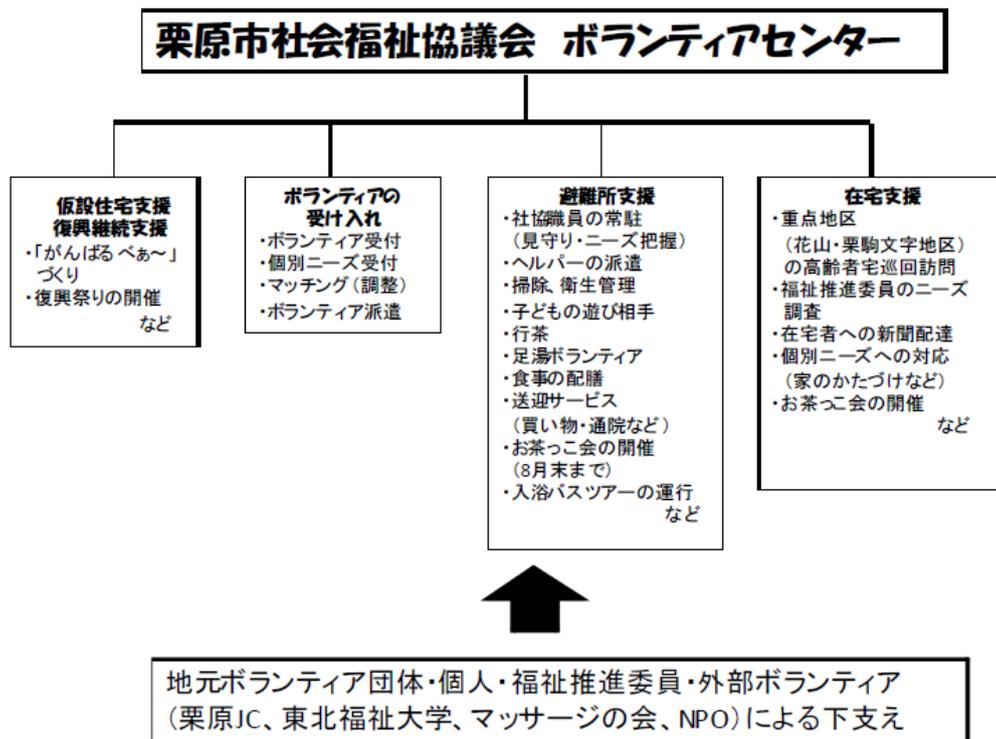


図 8 栗原市社会福祉協議会による防災ボランティア活動対応

(出典) 消防科学総合センター

「地域防災データ総覧 岩手・宮城内陸地震 平成 20 年 8 月豪雨編」

#### (4) 災害 VC の体制整備

災害 VC では、多数のボランティアの受け入れ対応のほか、電話問合せ対応、被災者ニーズの把握等、多くの業務が考えられる。一方で、被災地には平常時からボランティアを利用している要援護者等もいるため、通常の社協業務の継続も必要であり、スタッフの確保が必要である。

被災地周辺や被災地外の社協からの応援派遣職員が求められるが、発災後直ちに確保できない場合は、被災地内でスタッフを確保する必要がある。

長岡市災害 VC は、他の社協からの派遣職員が来るまでの3日間程度、応援に駆けつけたNPO、ボランティアと協力して運営スタッフを確保し、役割分担をして運営した。

役割別に、「総務班」「ボランティア班」「ニーズ班」「マッチング班」「資材班」の計5班でスタート（後に「山古志班」「引越し班」を追加）した。

各班のチーフには、土地勘があること、将来的には地元が中心となった支援に移行していくことから、可能な限り地元（長岡）の者が就くように工夫した。

長岡市災害 VC の運営は、長岡市社協職員＋NPO＋ボランティア＋派遣社協職員という構成となり、スタッフ数は最高時で60人強となった。社協の派遣職員は、地震発生後5日目から応援に駆けつけている。

しかしながら、災害 VC と通常業務を両立させることは困難であり、休日を取ることが困難な状態であった。長岡市社協では、一部の職員が災害 VC 業務に専念したが、それ以外の多くの職員も通常業務と災害 VC 業務を兼任している。

（出典）長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」  
及び長岡市社会福祉協議会ヒアリング結果より

#### ▶ 災害 VC の体制図

##### <新潟県中越地震>

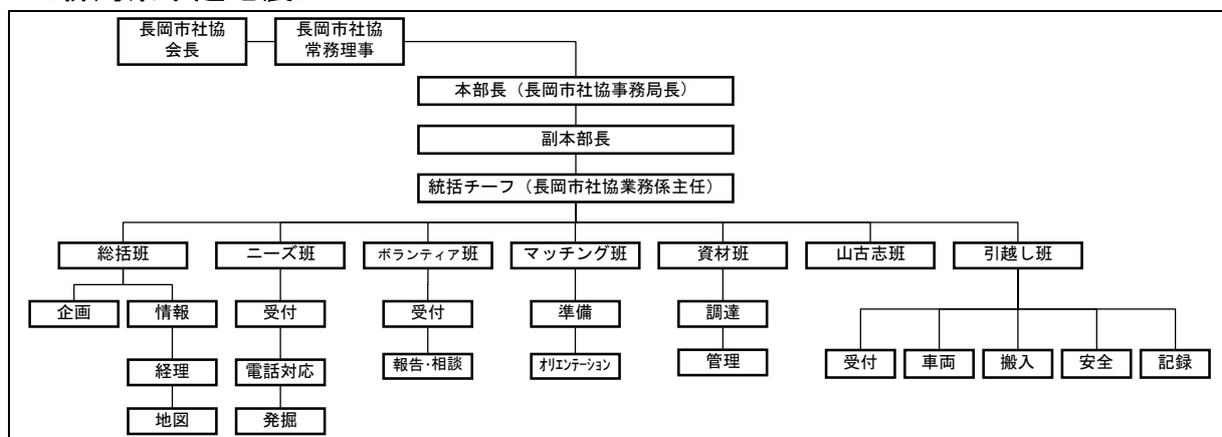


図 9 長岡市災害 VC 体制図

（出典）長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

## <能登半島地震>

能登半島地震の際、石川県及び輪島市、穴水町では、県ボランティアセンターや社協職員のほか、日赤や日本青年会議所等の関連団体の職員等が災害VCに加わった。

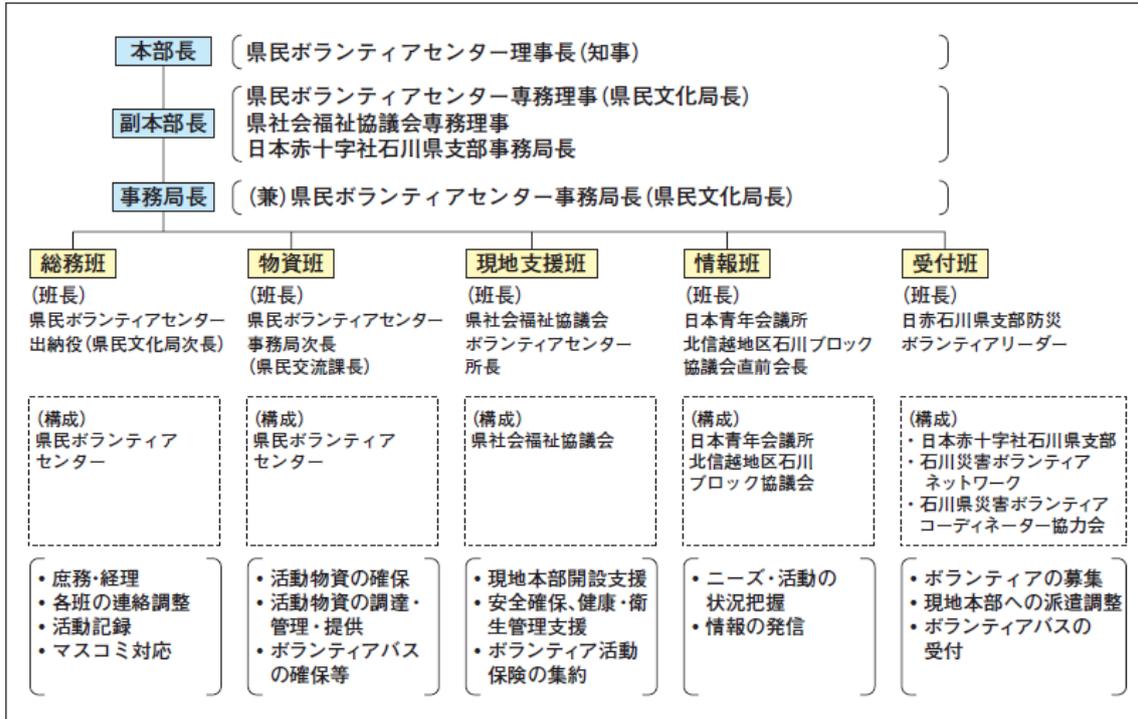


図 10 石川県災害対策ボランティア本部体制図

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

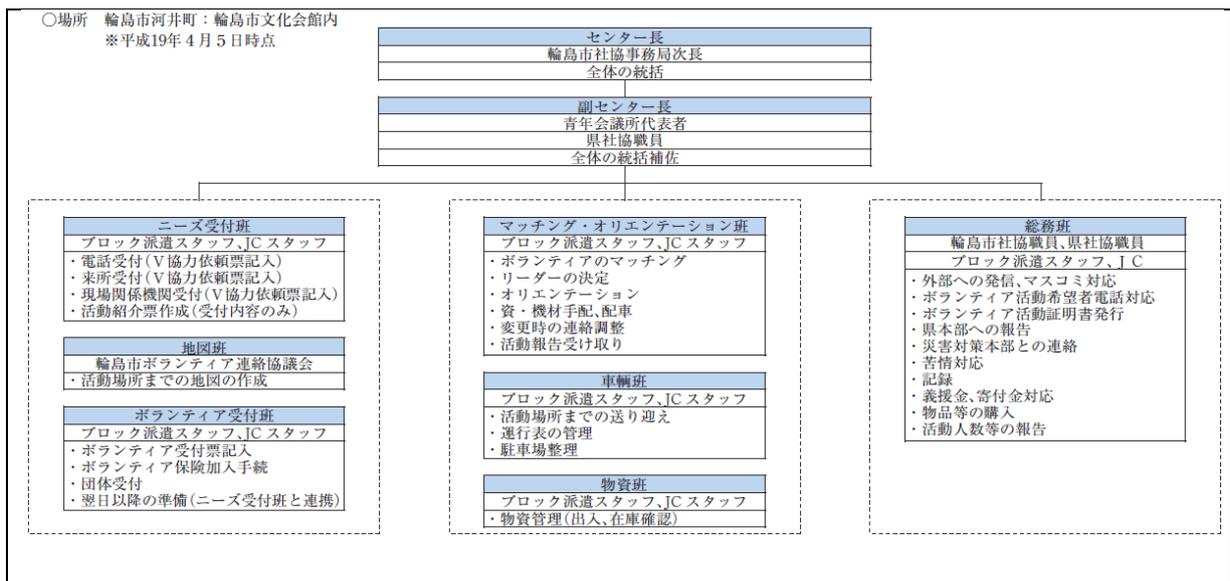


図 11 輪島市災害VC輪島体制図

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

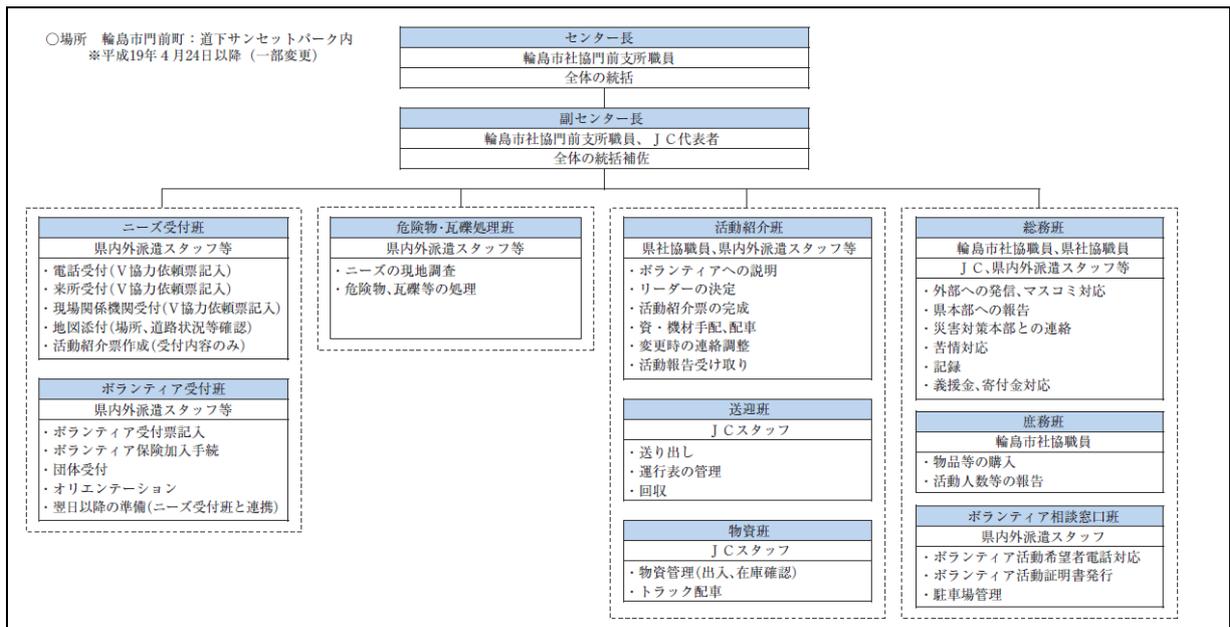


図 12 輪島市災害 VC 門前体制図

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

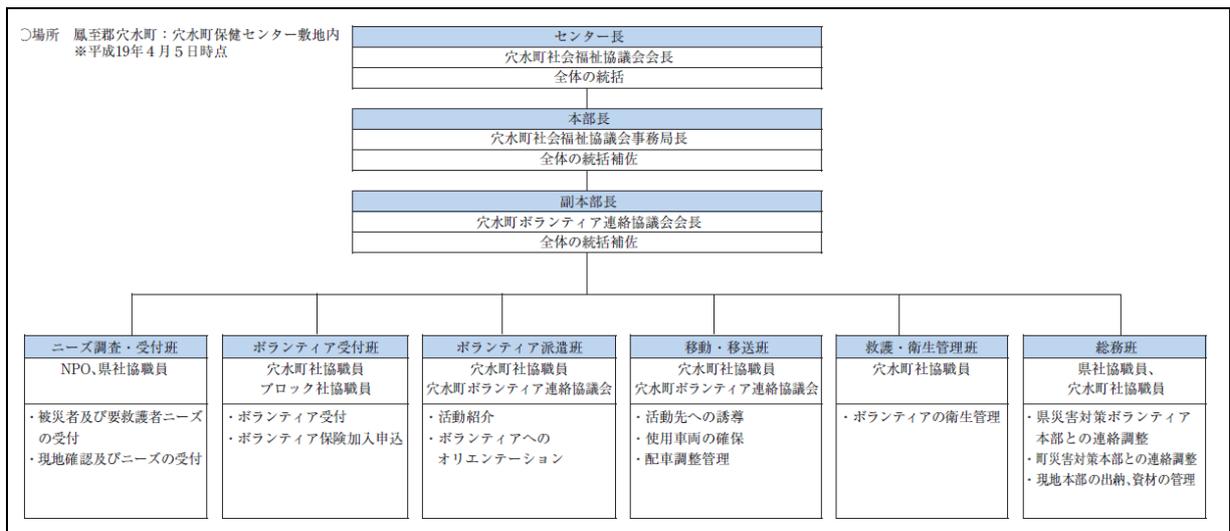


図 13 穴水町災害対策ボランティア現地本部体制図

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

## (5) 災害 VC 等の運営に関する方向性

### ① 災害 VC の迅速な設置判断、適切な運営体制の確保

大規模な災害の発生時は、全国から数多くのボランティアが被災地に駆けつけることが予想される。大きな被害が予想され、被災者対応の要員が不足することが予想される場合は、ボランティアを受け入れる体制の確保が求められる。一方で、当面はボランティアによる支援の必要性が切迫していないと判断される場合は、混乱等を防ぐために受け入れを行わない旨を周知することも考えられる。

災害 VC の設置判断を迅速に行い、災害ボランティアの受け入れ体制を整え、被災地外に周知することが、緊急対応時の被災地の混乱を防ぐためにも重要である。

また、社協や行政、関連する N P O、被災地内のボランティア等が協力して、当面の運営体制を確保することも必要である。

そのため、平常時から行政、社協、N P O 等関係機関が、連携体制を確保しておくことが望まれる。

### ② 過去の災害での経験やノウハウ等の活用

被災経験のない市町村においては、被災による混乱もあり、ボランティアの受け入れへの対応に苦慮することが想定される。

災害 VC の設置・運営は、中越地震の長岡市等で見られるように、実際の災害経験の有無や、ノウハウを持つ N P O 等の関連団体との連携が効果的と考えられる。災害 VC の設置・運営に必要な事項を理解するため、過去の災害対応経験者や、災害 VC の設置・運営経験者等と連携し、経験やノウハウ等を共有しておくことが望まれる。

#### ○ 方向性 1：平時からの関連組織間の連携

新潟県では、中越地震を契機に、平成 18 年 4 月に「災害ボランティア活動促進条例」を定め、関係団体から成る「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」（※平成 22 年 4 月 1 日より「新潟県災害ボランティア調整会議」として新たに発足）を設置した。

県、社協のほか日本赤十字社や青年会議所、災害対応を専門とする N P O、ボランティア協議会、共同募金会等から結成されており、様々な分野の組織、団体が連携している。

災害時は災害 VC の設置及び運営の支援、専門家等外部との連携にあたり、平常時は防災ボランティア活動に係る人材育成事業を実施する。また、防災ボランティア活動の支援のために必要な資金源としての「災害ボランティア基金」が、行政からの出捐金や民間企業等からの寄付金等を出資金として設

立されている。

新潟県中越沖地震の際は、地震発生後約 3 時間の 13 時 30 分に、県社協内に協議会（現：調整会議）の構成団体が連携して災害救援ボランティア本部が設置され、災害 VC の効率的な支援につながっている。

**表 17 新潟県災害ボランティア調整会議の構成団体（五十音順）**

（平成 22 年 4 月 1 日時点）

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会 中越復興市民会議 NPO 法人新潟 NPO 協会 社会福祉法人新潟県共同募金会 新潟県（県民生活・環境部県民生活課） 財団法人新潟県国際交流協会 NPO 法人新潟県災害救援機構 新潟県市長会 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 新潟県ボランティア連絡協議会 財団法人新潟県民生委員児童委員協議会 NPO 法人にいがた災害ボランティアネットワーク 社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会 日本赤十字社新潟県支部
<監事>財団法人新潟県老人クラブ連合会 財団法人新潟県女性財団

（出典）新潟県災害ボランティア調整会議規約

## 新潟県災害ボランティア調整会議規約

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 本会は、新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 防災ボランティア活動を行う団体間の連携を推進し、災害時における防災ボランティア活動への迅速かつ適切な支援を行うとともに、被災地の早期復興に寄与する防災ボランティア活動への理解の促進を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

#### (事 業)

第3条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
- (2) 災害ボランティア現地支援調整会議の運営に関する事業
- (3) 市町村災害 VC の設置及び運営の支援に関する事業
- (4) 防災ボランティア活動に関する人材育成事業
- (5) 防災ボランティア活動に関する情報発信事業
- (6) 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
- (7) 県外における防災ボランティア活動の支援に関する事業
- (8) 災害ボランティア基金の管理に関すること
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 組織及び役員

#### (組 織)

第4条 調整会議は、別表1の団体により構成する。

2 防災ボランティア活動の促進に賛同した者で、調整会議の承認を得た者は調整会議の構成員となることができる。

#### (役員の種類)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 座 長 1人
- (2) 副座長 2人
- (3) 監 事 2人

(役員を選任)

第6条 座長、副座長及び監事は、調整会議において選任する。

2 座長、副座長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 座長は、この調整会議を代表し、業務を総括する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

3 監事は、調整会議の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第3章 調整会議及び事務局

(調整会議)

第9条 調整会議は、座長、副座長、委員をもって構成する。

2 調整会議は、座長が招集し、議長となる。

3 調整会議は、第3条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業運営の基本方針及び事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 本規約の制定及び改廃に関すること。

(4) その他の事業の推進に関して重要な事項に関すること。

(議決)

第10条 調整会議の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 調整会議の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人新潟県社会福祉協議会に置く。

### 第4章 経費及び会計

(経費)

第12条 調整会議の経費は、災害ボランティア基金及びその他の寄附金等をもって充てるものとする。

(会計原則)

第13条 調整会議の会計は、法令、規約の定めを準拠して処理されなければならない。

(会計区分)

第 14 条 会計区分は一般会計及び特別会計とする。

- 2 座長は、災害発生時においては特別会計を一般会計に繰り入れることができる。ただし、その理由を明らかにしなければならない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 16 条 事業計画及び予算は、会計区分ごとに会計年度開始前に、座長が事業計画書及び予算書を調製し、調整会議に提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が調整会議において議決されていない場合は、座長は、調整会議において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 17 条 事業報告及び決算は、座長が事業報告書及び決算書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 座長は、事業報告書及び決算書類を調整会議に提出し、承認を得なければならない。

第 5 章 旅費及び費用弁償

(役員及び委員等の旅費)

第 18 条 役員及び委員等の旅行で、定例的な会議については、旅費の支給は行わないものとする。ただし座長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 役員及び委員等の旅行で、支給する旅費の額は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会役職員等旅費規程（以下「旅費規程」という。）による。

(費用弁償)

第 19 条 調整会議等の事業を行うために旅行した者には、その費用を弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額は、旅費規程の額に準じて座長が定める。

第 6 章 雑則

(その他)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 新潟県災害ボランティア調整会議災害ボランティア基金規程

(目 的)

第1条 災害時における防災ボランティア活動を円滑に実施するとともに、平常時から災害時に備えた防災ボランティア活動を促進するため、災害ボランティア基金（以下「基金」という。）を、新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）に設置する。

(基金の構成)

第2条 基金は、新潟県及び市町村等からの出捐金、民間の寄附金や義捐金及び基金から生ずる収益などで構成する。

(基金の管理)

第3条 基金は、調整会議の事務局において管理する。

2 事業の実施にあたっては、基金を取り崩して支出することができる。

3 基金の取り崩しの額については、調整会議で承認を得ることとする。

(基金の運用)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(基金の使途)

第5条 基金の使途は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 調整会議が行う防災ボランティア活動に関すること

ア 防災ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業

イ 災害ボランティア現地支援調整会議の運営に関する事業

ウ 市町村災害 VC の設置及び運営の支援に関する事業

エ 防災ボランティア活動に関する人材育成事業

オ 防災ボランティア活動に関する情報発信事業

カ 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業

キ 県外における防災ボランティア活動の支援に関する事業

ク 災害ボランティア基金の管理に関すること

ケ その他前条の目的を達成するために必要な事業

(2) 調整会議の運営に要する経費に関すること

(3) その他目的を達成するために必要な活動に関すること

(委 任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、調整会議において定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## ○ 方向性 2 : 災害 VC の設置、運営訓練

災害時に災害 VC を設置する動きは一般的になってきており、訓練に取り組む事例も増えてきている。

新潟県では、市町村社協が実施する災害 VC 設置訓練に、市町村のボランティアが参加するケースもある。新潟県社協では、訓練を通じて、県と被災していない県下市町村の社協が、共同で被災地の社協を支援する体制の構築を考えている。

**あなたの思いを活かす仕組み**  
【災害ボランティアセンター設置・運営訓練】

経験のない方でも、ご参加いただけます

11月30日(日) 9時30分～

9時30分: 受付開始  
10時00分: 設置訓練(グループでセンターの内容について検討します)  
11時30分: 非常食調理(非常食を調理して試食していただきます)  
13時00分: 設置訓練の続き  
14時00分: 運営訓練(2手に分かれセンター運営を模擬的に体験)  
15時30分: 振り返り(グループごとに訓練内容の振り返りと検討)  
16時00分: 終了予定

**【開催の趣旨】**  
近年多発している自然災害。特に本県においては水害・地震・豪雪などと頻発しています。その際に日本全国から駆けつけ、被災地の復旧・復興に大きな力となっているのが『災害ボランティア』です。本研修ではその活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置訓練を通じて、災害時に活動する諸団体間の連携構築、県民の防災・災害ボランティア意識の向上、センター設置ノウハウの蓄積や技能向上を目的とします。

**【応募要項】**  
対象: 災害ボランティアに関心のある方(未経験者の方大歓迎)  
定員: 50人  
参加費: 無料  
※切: 11月27日(木)  
※お昼は非常食の試食をさせていただきますので持参不要です。

図 14 災害 VC 設置運営訓練の例

(出典) にいがた災害ボランティアネットワーク

<http://soiga.com/npo/nsvn/log/eid257.html>

## ○ 方向性 3 : 災害 VC の運営に係る研修

全国社会福祉協議会と災害ボランティア活動支援プロジェクト会議<sup>3</sup>の共催により、災害 VC の設置・運営支援や協働体制づくり、連絡調整、プログラム開発や、復興プロセスまでのアドバイスなどができる中核的スタッフ(運営支援者)を養成し、広域的・全国的な相互支援(派遣)体制を担うことのできる質の高い人材のネットワークをつくることを目的として、災害 VC の運営にあたる職員等を対象とした「災害 VC 運営支援者研修」が実施されている。

- ①防災ボランティア活動における支援体制の全体像について
- ②協働型ボランティアセンターについて
- ③被災者中心、地元主体の支援を実現するために忘れてはならない視点

<sup>3</sup> 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議は、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織であり、災害ボランティア活動の環境整備、人材、資源・物資、資金を有効に活用するための被災地支援を行う。

(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

- ④災害 VC が関わる支援の全体の流れに関するカードワーク
- ⑤資金・物資・人の支援（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）の理解
- ⑥コミュニケーションスキルの向上（情報交換会）
- ⑦パネルディスカッション「中越からの発信」
- ⑧災害 VC の運営支援者の支援ポイント
- ⑨被災地経験に関する質疑や意見交換
- ⑩災害 VC 運営支援者としてのグループディスカッション
- ⑪ネットワークについて
- ⑫課題解決のための資源イメージ
- ⑬平時のつながりの取り組み事例紹介
- ⑭研修後のアクションプランの協議
- ⑮まとめ

図 15 災害 VC 運営支援者研修のプログラム例

（出典）全国社会福祉協議会資料「平成 22 年度災害 VC 運営支援者研修開催要綱」

### ○ 方向性 4：災害 VC に必要な資機材等の整理

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」は、災害 VC に必要な資機材を整理し、ハンドブックにチェックリストとして整理している。

<p><b>1 事務スペース</b> <input type="checkbox"/>プレハブ <input type="checkbox"/>大型テント</p> <p>既存の建物のホールや会議室の活用、空き店舗などの賃貸などが可能であれば、急に使用できない場合も多く、その際には、プレハブの特設スペースを活用することが多くなっています。</p> <p><b>2 通信機器など</b></p> <p><input type="checkbox"/>固定電話(複数回線) <input type="checkbox"/>携帯電話(複数台数) <input type="checkbox"/>携帯電話充電器  <input type="checkbox"/>PC(複数台) <input type="checkbox"/>プリンター <input type="checkbox"/>LAN設定のための資機材(ハブ、ラン線など)  <input type="checkbox"/>テレビ <input type="checkbox"/>ラジオ <input type="checkbox"/>無線機(※環境により必要の有無は変わります)</p> <p>携帯電話は時期により使用制限される場合や場所により使用が難しいこともあります。したがって、事務所では効率性を高めるために固定電話が欠かせません。</p> <p><b>3 什器資機材</b></p> <p><input type="checkbox"/>コピー機 <input type="checkbox"/>簡易印刷機 <input type="checkbox"/>オフィス机・イス <input type="checkbox"/>会議机・イス  <input type="checkbox"/>資器材棚・ロッカー類 <input type="checkbox"/>ホワイトボード(複数枚)  <input type="checkbox"/>掲示板(ベニヤ板や黒板でも可)</p> <p>より円滑な活動を支援するには欠かせない資機材です。レンタルも含めて、開設とともに準備しておくことをお勧めします。</p> <p><b>4 車両</b></p> <p><input type="checkbox"/>トラック <input type="checkbox"/>ワゴン <input type="checkbox"/>ライトバン・箱バン <input type="checkbox"/>バイク・スクーター  <input type="checkbox"/>自転車</p> <p>長期使用する場合は、事故等によるトラブルを考えると、個人所有よりもリースやレンタルがお勧めです。またその際にも、不特定多数の使用を制限し、使用者の免許証のコピーなどを管理する必要があります。</p>	<p><b>5 その他</b></p> <p><input type="checkbox"/>スタッフジャンパー(目印になるもの) <input type="checkbox"/>救急箱 <input type="checkbox"/>ドラムコード  <input type="checkbox"/>地図(広域地図、道路地図、住宅地図など) <input type="checkbox"/>発電機 <input type="checkbox"/>夜間照明用投光器</p> <p>混乱なく、ボランティアを受け入れていくためには必ず必要となります。</p> <p><b>〈ボランティア資器材〉</b></p> <p><input type="checkbox"/>名札 <input type="checkbox"/>腕章 <input type="checkbox"/>ヘルメット <input type="checkbox"/>タオル(おしぼり) <input type="checkbox"/>携帯大型クーラー  <input type="checkbox"/>飲料用ポリタンク <input type="checkbox"/>消毒剤</p> <p>被災者の安心を得るための資器材であったり、ボランティアの事故回避や円滑に進めるための資器材です。また、ボランティアの人たちの気持ちを落ち着かせるための配慮としての資器材も必要です。</p> <p><b>〈消耗品〉</b></p> <p><input type="checkbox"/>各種印刷用紙 <input type="checkbox"/>模造紙 <input type="checkbox"/>色マジック(水性・油性) <input type="checkbox"/>付箋(各種・各色)  <input type="checkbox"/>文具 (<input type="checkbox"/>はさみ・<input type="checkbox"/>カッター・<input type="checkbox"/>セロテープ・<input type="checkbox"/>筆記用具・<input type="checkbox"/>ホチキス・  <input type="checkbox"/>パンチ・<input type="checkbox"/>カッターボード・<input type="checkbox"/>その他)  <input type="checkbox"/>布ガムテープ <input type="checkbox"/>クリップボード <input type="checkbox"/>ブルーシート <input type="checkbox"/>軍手</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 16 災害 VC 運営に必要な資機材のチェックリスト例

（出典）災害ボランティア活動支援プロジェクト「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

[http://www.shien-p-saigai.org/archive/handbook\\_0906.pdf](http://www.shien-p-saigai.org/archive/handbook_0906.pdf)

### ○ 方向性 5：災害 VC の設置、運営に係るノウハウの整理

内閣府でも、災害時のボランティアの受け入れ、災害 VC 設置などのマニュアル、手引き本等の作成のほか、アンケート調査結果等から、災害 VC 立ち上げ及び運営を円滑化するための「情報」「ヒント」をまとめている。

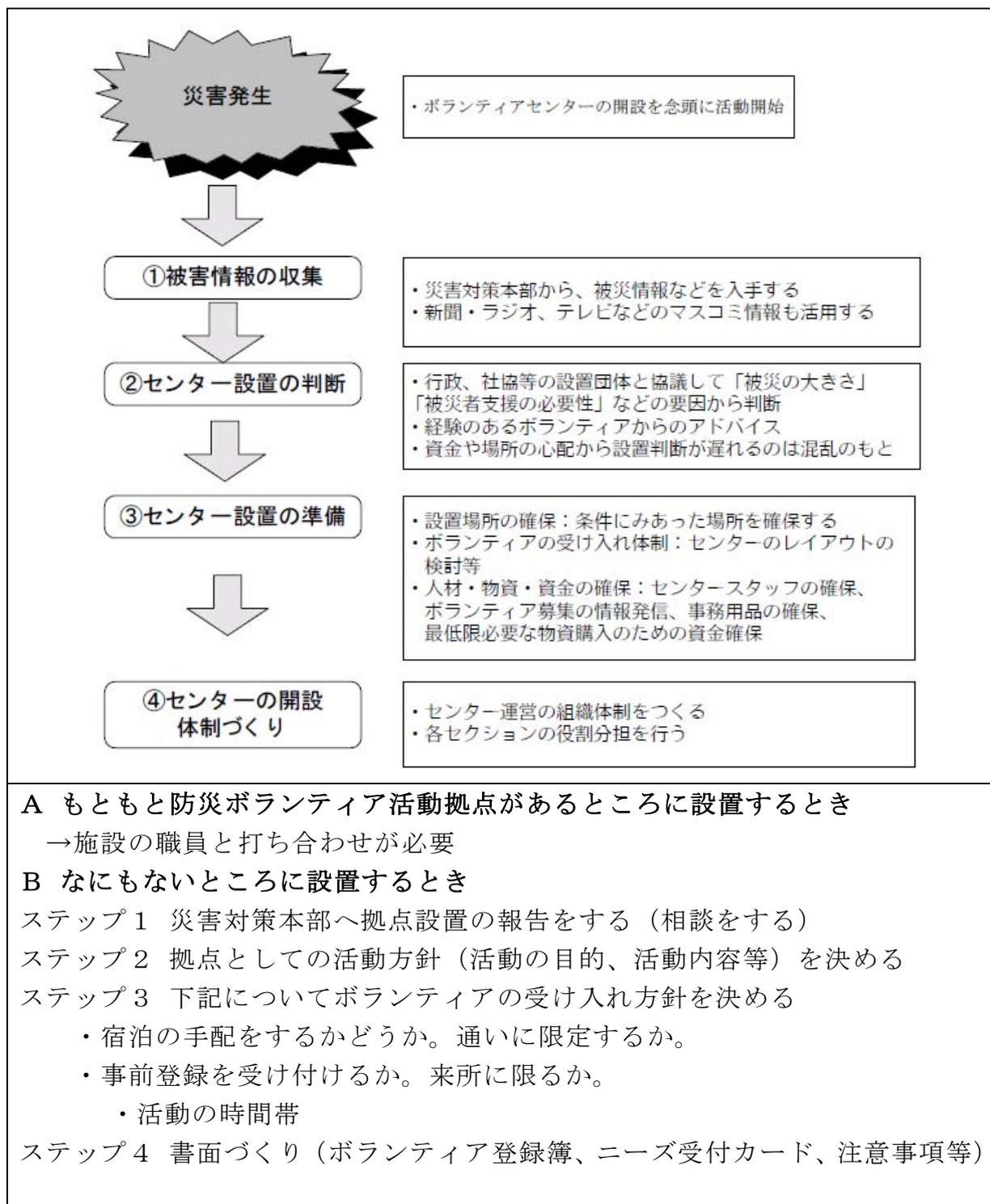


図 17 災害 VC 開設までの流れ

（出典）内閣府防災担当「防災ボランティア活動の情報・ヒント集」平成 17 年 6 月 8 日更新

<http://www.bousai-vol.go.jp/hint/hint-vc.pdf>

センターの運営は、主に社協職員等の専従職員とボランティアのスタッフで行い、担当者の作業分担は主に以下の3点である。

- めまぐるしく変化する状況のなかで、情報や運営をとりしきる「総括」
- センターの運営を管理する「総務・相談」
- 被災者からのニーズを把握し、ボランティアをコーディネートする「コーディネート」

担当		業務内容
総括	全体総括	県・市町村災害対策本部、県社協、町役場・県内外の社協等との連絡調整
	情報総括	情報整理・発信、マスコミ対応
	総務・相談総括	センターの運営管理、報告書のチェック
	コーディネート総括	コーディネート部門の統括、支援ニーズや活動希望依頼の把握
総務・相談	総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募金、寄付等に関する事務</li> <li>・ 災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務</li> <li>・ センターの環境整備・買い出し等</li> <li>・ センター運営の庶務 等</li> </ul>
	相談・調査 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付</li> <li>・ 活動状況の全体把握、情報収集・整理</li> <li>・ ボランティアとの現地同行（兼送迎）</li> </ul>
ボランティアの受け入れ	受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの受付</li> <li>・ ボランティア活動保険、活動証明等</li> </ul>
	コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動依頼の受け付け</li> <li>・ 活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等）</li> <li>・ コーディネート状況の報告</li> </ul>
	炊き出し・イベント ※必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊き出し等各種イベントの企画、募集</li> <li>・ 炊き出し等各種イベントの受付、コーディネート</li> <li>・ 活動状況の報告</li> </ul>

図 18 災害 VC の担当と業務内容

(出典) 内閣府防災担当「防災ボランティア活動の情報・ヒント集」平成 17 年 6 月 8 日更新

<http://www.bousai-vol.go.jp/hint/hint-vc.pdf>

## ○ (参考) 常設型の災害 VC の設置

宇治市災害 VC は、災害時に設置される組織ではなく、社協内部に常設の組織である。平常時は、防災ボランティア活動の啓発等を行なっている。

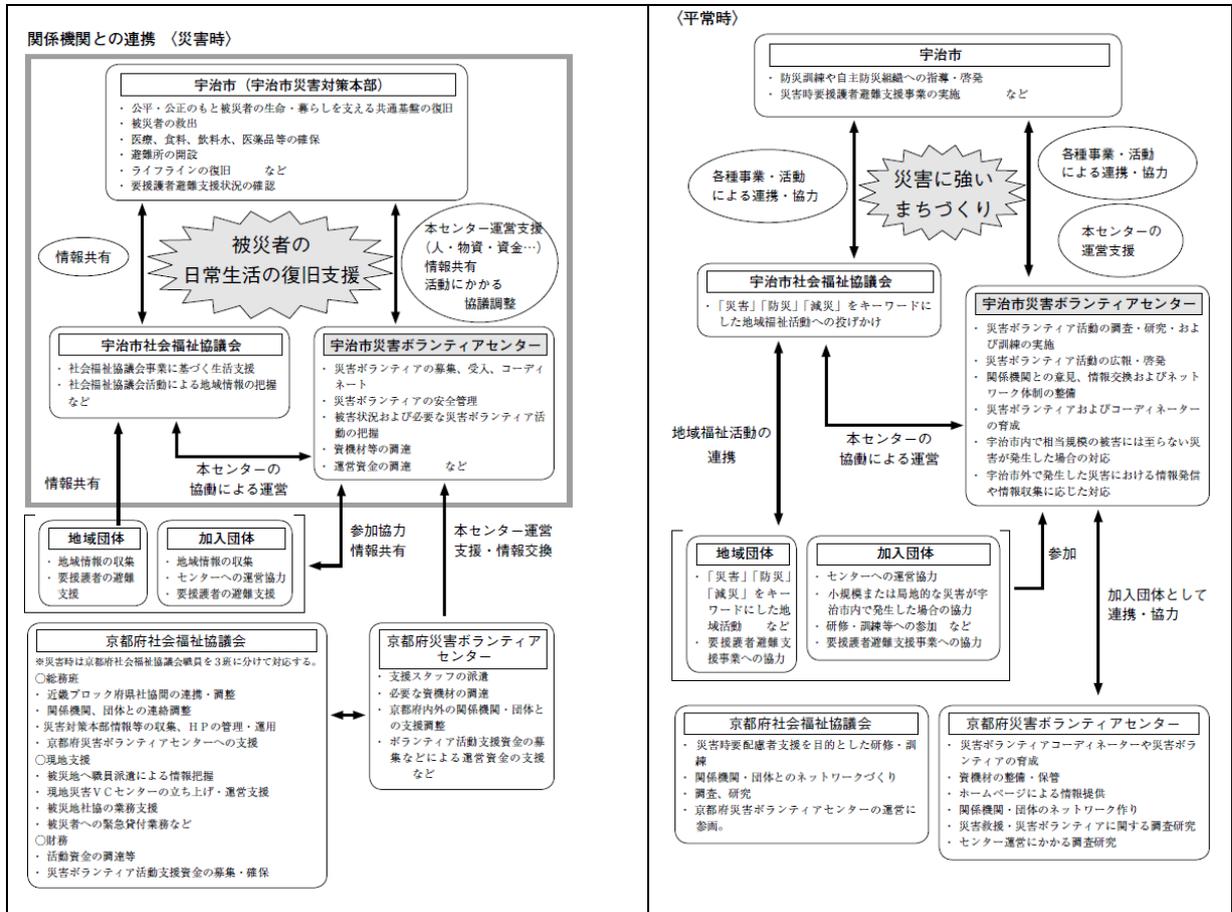


図 19 宇治市災害 VC と関係機関の連携

(出典) 宇治市「宇治市災害 VC 運用の手引き (ポイント)」

<http://www.uji-saigai-v.net/img/data/manual.pdf>

### 3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

災害ボランティア本部や災害 VC では、被災地内外から訪れるボランティアに対応するためにボランティアコーディネーター確保が図られ、ボランティアの能力と被災者のニーズを考慮したマッチングが行われた。

#### (1) ボランティアコーディネーターの確保

災害 VC のスタッフとして、被災者ニーズに応じたボランティアの活動指示を行えるボランティアコーディネーターの確保は急務であった。

被災県の社協による応援要請や、被災地外での広域連携等により、社協職員の応援派遣職員を中心としたボランティアコーディネーターの確保が図られた。

#### <新潟県中越地震>

新潟県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会、関東ブロック及び北海道・東北ブロック都道府県指定都市社会福祉協議会に、被災地の現地ボランティアセンターにおけるコーディネーターの派遣要請を行った。

全国社会福祉協議会は、被害が甚大であることから、西日本ブロック及び九州ブロック等の府県指定都市社会福祉協議会に同様の要請を行っている。

また、ボランティア本部中越センターや NPO 同士のネットワークを通じて全国から駆けつけた数多くのボランティアコーディネーターが、現地ボランティアセンターで活躍した。

(出典) 新潟県「中越大震災(前編)」

十日町市の旧中里村地域は、旧十日町市や旧川西町などと比べて地震の被害が少なかった。ボランティアの数も少なく、またコーディネーターのいない状態だったため、学生ボランティア NPO に支援を要請し、派遣されてきた学生ボランティアが中心となってボランティアセンターの設立、運営から住民のニーズ調査、防災ボランティア活動とのマッチングを行った。

(出典) 十日町市中越大震災記録誌「あしたへ」

#### <新潟県中越沖地震>

県社会福祉協議会内に設置された県災害救援ボランティア本部が、被災地の情報を県災害対策本部から収集するとともに、災害ボランティアコーディネーターを被災市町村に派遣し、ボランティアセンターの立上げを支援した。さらに、ボランティア募集の窓口としてホームページ上で情報提供を開始、県内外からの活動申込みへの対応に当たった。

被災地でのボランティア受入れに際しては、現地災害 VC におけるコーディネーター調整や活動支援、活動資機材の支援等を行った。

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/4\\_02-1,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/4_02-1,0.pdf)

## <岩手・宮城内陸地震>

災害 VC を設置しなかった栗原市では、栗原市社会福祉協議会が、宮城県社会福祉協議会の支援を受け、被災地での戸別訪問を開始し、被災住民のニーズ調査等を行った。また、県内市町村社会福祉協議会からは支援職員が派遣され、各避難所には相談窓口が開設された。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

<http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/saigai/h20/0614/kirokushu/PDF/09shou.pdf>

## (2) 被災者のニーズ把握

被災者のニーズ把握は、災害 VC における受付対応のほか、避難所巡回や戸別訪問により行われた。

長岡市災害 VC では、応援職員や NPO の持参したフォーマット等を用いてチラシ等を配布するなど被災者ニーズの把握につとめたが、予想よりも要望が少なかった。理由としては、地方都市、中山間地域では地域住民同士の結びつきが強く、住民が身構えた感があったことがあげられている。

町内会役員や民生委員等がニーズ把握を行えば受け入れやすいとも考えられるが、これらの人も被災者であるため、対応に一考を要する。

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大地震と長岡市社協」

ボランティアが救援物資を持って戸別訪問し、救援物資の配布の機会を通じて被災者との交流を徐々に深めて、ニーズ把握につなげようという試みもなされている。

(中越防災安全推進機構ヒアリングより)

家のあと片づけなど  
私たちがお手伝いします

～ボランティア～

○ボランティアの依頼方法  
電話かファックスで長岡市災害ボランティアセンターへお申込みください。  
(ファックスで申し込む場合は連絡先・詳しい状況・希望日時・希望派遣人数をお知らせ下さい)

○受付期間  
10月26日(火)～11月4日(木)頃まで

○受付時間  
電話 9:00～17:00  
ファックス: 毎日24時間

☆お願い 専門的技術を要することや危険が伴う作業は、ご要望にお応えできない場合もありますのでご了承下さい。  
また、作業の前後で片づけなどお手伝いいただける方、ぜひボランティアとしてお手伝いください。  
皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、温かい目で見守って下さい。

長岡市災害ボランティアセンター (長岡市社会福祉協議会)  
〒940-0093 長岡市水越町3丁目5番30号  
受付専用電話: 080-1073-9461  
080-1073-9462  
★おかけ直し電話 0258-33-6000  
# ファックス 0258-33-6004

図 20 長岡市災害 VC が配布したニーズ募集のチラシ

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大地震と長岡市社協」

### (3) 変化する多様な被災者ニーズへの対応の必要性

地震災害においては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化する特徴がある。水害による災害 VC 運営があった長岡市災害 VC でも、水害におけるボランティアニーズと、地震災害の違いによる対応に苦慮した。

水害の場合は、「家具の廃棄」「屋内の泥出し」等、ニーズがある程度固定化し、また目に見えやすいのに対し、地震災害の場合、自宅内のニーズが見えにくいことや、避難所生活時におけるニーズ、仮設住宅への引越しのニーズ、また自宅の片付けのニーズ等、被災地の状況に応じた適切なニーズ把握とボランティアコーディネートを行う必要があった。

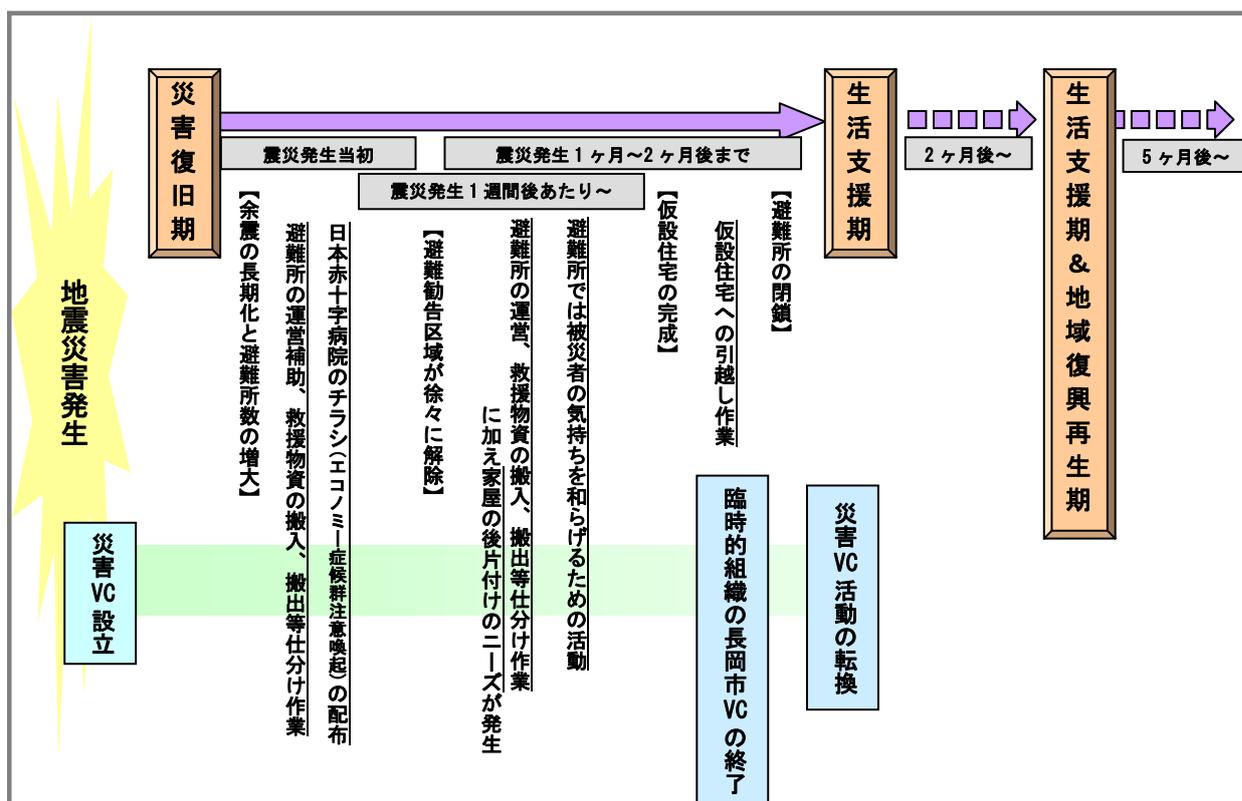


図 21 長岡市災害 VC の対応状況の変化

(長岡市社会福祉協議会資料「新潟県中越大震災における長岡市災害 VC の活動状況について」より作成)

表 18 水害と地震におけるボランティア活動の違い（主なもの）

水害	地震
<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズがわかりやすい（一般の人でも、目で見えやすい）</li> <li>災害発生後、活動が比較的早く開始できる</li> <li>地震と比べ）ニーズが限定的かつ、時間経過による変化が少ない（*あくまでも全体としてみた場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズが見えにくい（目に見えにくいニーズも多い）</li> <li>災害発生後、状況により、なかなか活動に取り組めない</li> <li>複数のニーズが発生し、なおかつ時間の経過とともに、変化していく</li> <li>ライフラインの復旧に時間がかかり、かつ、行政の施策に応じ活動も変化する</li> </ul>

(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

#### (4) 被災者ニーズとボランティアのマッチング

災害 VC においては、被災者からのニーズが残らないよう、災害 VC のスタッフがボランティアに対してマッチングを行った。以下に、マッチングの方法の例を記載する。

##### ▶ ボランティアニーズカードの活用

十日町市ボランティアセンターでは、ボランティア参加者は十日町市ボランティアセンターに到着後、受付を行い、住民からのボランティアのニーズ（要望）をニーズカードの中から自由に選ぶことができた。ニーズカードには、依頼者の住所・名前・電話番号・作業内容・必要人数等が記載された。ボランティアは選んだニーズカードの依頼先へ赴いて作業を行い、作業終了後にボランティアセンターへ作業報告書を提出した。

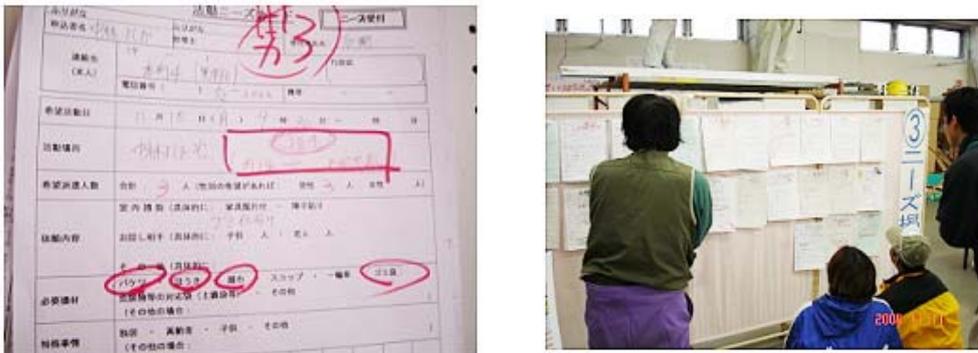


図 22 十日町市 VC におけるニーズカードの使用状況

(出典) 神奈川県本部／自治労藤沢市職員労働組合「新潟県中越地震ボランティア報告書」  
[http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/report/rep\\_okinawa31/jichiken31/3/3\\_1\\_j\\_06/3\\_1\\_j\\_06.htm](http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/report/rep_okinawa31/jichiken31/3/3_1_j_06/3_1_j_06.htm)

##### ▶ 手挙げによるマッチング

長岡市災害 VC では、受付をした災害ボランティア全体で「手挙げ」によりマッチングを行った。地震発生直後は、多数発生した避難所の運営補助ニーズが高かったため、特定の作業ではなく行き先の避難所を指定し、職員の指示に従って活動するようお願いする方法がとられた。



図 23 長岡市 VC における手挙げ方式のマッチング

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越地震と長岡市社協」

## (5) 変化する多様な被災者ニーズへの対応の必要性

地震発生直後に求められる対応は、避難所対応が特に多く、ボランティアのコーディネートも特定の仕事の分担ではなく避難所別の行き先指示となった。行き先では、避難所担当の職員の指示のもと、対応を行うが、避難所におけるニーズは多種多様であった。

また、避難所では夜間も「見守り」「トイレ移動の介助」等のニーズが発生していたため、こうしたニーズへの対応方針についても、災害 VC で検討がなされている。

長岡市災害 VC の場合、夜間のニーズに対してもボランティア派遣を行う一方で、災害 VC はスタッフの不足等の理由から 24 時間対応とはしていない。また、夜間の活動をコーディネートした場合、そのボランティアには昼間の活動をコーディネートしないなど、健康管理上についても注意した。

(長岡市災害 VC が 10 月期に取り組んだ内容)

(日中の対応)		
・ ゴミの仕分け、処理	・ 物品手配	・ 話し相手、遊び相手
・ 救援物資の記録	・ 余震発生時の避難誘導	・ マッサージ等
・ 毛布運び	・ 水汲み手伝い	・ 被災者個人の買い物
・ 情報プリントのまとめ	・ 手洗い用水の移動	・ 交通整理
・ 掃除	・ 受付、避難者名簿管理	・ 犬の散歩
・ 配膳	・ ポット給水	・ 炊き出しの手伝い
・ 物資の搬入	・ 仮設トイレの清掃	(テント貼り等)
(夜間の対応)		
・ 見守り		
・ 避難所防犯警備		
・ ストーブへの給油		
・ トイレへの誘導、介助		

**夜間避難所ボランティアについて**

避難所の職員が不足していることに対応するため、夜間もボランティアの派遣を行っています。原則として午後8時※までに派遣先の避難所に到着いただき、翌朝午前8時頃（帰る時間は、朝食配布後等、避難所職員の指示に従ってください）を目的に活動を終了し、ボランティアセンターに戻ってきてください。

※ 避難所によってはもっと早い時間帯に来てほしいという場所もあります。詳しくはそれぞれのニーズ票を確認してください。

避難所での夜間の仕事は以下のようなものになります。ただし、避難所によっては個別の業務があるかもしれませんので、詳しくは現地職員の指示に従ってください。

- ・ 高齢者、身障者の世話（トイレへの付添など）
- ・ 余震があった時の避難者の誘導の手伝い
- ・ 夜間のストーブの見張り、給油
- ・ 避難所内での朝食等の物資の運搬、配布
- ・ 避難所内のごみ拾い

(注意事項)

- ・ 食事は派遣先に着く前にご自身で用意してから向かってください。いったん避難所についてから、その職員に近くの店を聞いて購入することや、避難者に配布する食料を勝手に食べることはやめてください。
- ・ 休憩・仮眠については、職員の指示に従ってください。
- ・ 昼夜連続で、ボランティアをするのはやめてください。事前に連絡をいただいている派遣所には、別の人から朝に向かっていただく予定になっています。昼間の交代要員が必要である場合は、戻ってから活動報告の中でお伝えいただくか、すぐにも派遣が必要な場合は、その職員からボランティアセンターに派遣依頼のお電話をしていただくようにしてください。

図 24 長岡市における夜間のボランティア対応に関する注意事項

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大地震と長岡市社協」

## (6) ボランティアの安全確保のための情報周知

ボランティアが活動中にケガをする可能性がある危険な業務等は、ボランティアが実施すべきでないが、被災地では結果的にニーズに答えるため、こうした業務に従事していた例が見られた。

災害 VC では、ボランティア自身に対する安全管理を呼びかけるとともに、ボランティアを要請する被災者宅の家主等に、ボランティアに危険を伴う作業を要請しない点を周知する等の対応を行った。

(危険を伴う作業の例)

- ・ 災害ゴミの片付け作業にボランティアが投入されたが、現場では個人住宅からゴミを運び出す作業に加えて、本来実施主体が行政である災害廃棄物を車両に積み込む作業も行われた。この際、一般のトラックに交じってゴミ収集車（通称：パッカー車）が配備されており、これらの車両への積込みにもボランティアが加わっていた。パッカー車へのゴミの積込み時には訓練を受けた業者でも腕の巻き込みなど重大事故が多く、大変危険な作業に分類されている。
- ・ ポリの土嚢袋を使ってゴミをまとめる作業中、袋が切れて中に入っていたガラスで腕や太ももに裂創を負い、救急搬送されたケースが数件あった。ポリの土嚢袋は破れやすく、瓦礫の片付けに麻袋が必要だと、町内会から自治体に要求したなどの対応が取られた。

- ・ 土蔵が壊れたホコリや、アスベストのある建物もあるため、防塵マスクが配られたが、どこに危険な建物があるかは伝えられなかった。
- ・ キノコの工場の片付け作業で、コーディネートしたが、現場が劣悪だという報告で現地を確認した後、屋内の作業はやめて外の作業だけとした。

(出典) 岡野谷純、菅磨志保、中川和之、津賀高幸、篠崎博  
「災害ボランティア活動における安全衛生実態調査」

<http://plaza.umin.ac.jp/kiki/report20/2-3-2.pdf>

## (長岡市災害 VC が行った周知例)

<p style="text-align: center;">ボランティアの皆様へお願い</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月3日 長岡市災害ボランティアセンター (長岡市社会福祉協議会) 電話33-6000</p> <p>○当センターにおけるボランティアの活動としては、一般家庭等の後片付けや危険を伴わない軽作業、専門的技術を要さない作業をお願いしております。ただし、危険を伴う作業、専門的技術を要する作業については、ボランティアの行う活動として引き受けをしておりません。</p> <p>○今現在、余震が続いている影響により、二次災害の恐れが十分にあり、ボランティアに来ていただいた方々の安全確保の必要性があるため、避難路の確保(作業中は玄関等を開けておく等)を行うなど配慮をお願いします。</p> <p>○なお、避難勧告が出ている地域や応急危険度判定で危険と判定された家屋での活動はできません。 危険家屋につきましては避難勧告解除後に安全が確保される範囲(赤ステッカー→家屋外での作業 黄ステッカー→家屋内外で安全な部分での作業)で活動を行いますので、なにとぞご理解とご協力をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">つきましては、これらを踏まえて以下のことにご留意願います</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 引き受けが可能な内容<ul style="list-style-type: none"><li>・一般家庭の後片付け(家財道具の整理整頓など)</li><li>・危険を伴わない軽作業(庭先の掃き掃除など)</li><li>・専門的技術を要さない作業</li></ul></li><li>2 引き受けができない作業<ul style="list-style-type: none"><li>・企業等の営業に関わるもの(店舗、事業所内での活動)</li><li>・危険が伴う作業</li><li>・専門的技術を要する作業(屋根の修繕、シート張りなど)</li></ul></li></ol>	<p style="text-align: center;">被災家屋家主の皆様へお願い</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月3日 長岡市災害ボランティアセンター (長岡市社会福祉協議会) 電話33-6000</p> <p>○当センターにおけるボランティアの活動としては、一般家庭等の後片付けや危険を伴わない軽作業、専門的技術を要さない作業をお願いしております。ただし、危険を伴う作業、専門的技術を要する作業については、ボランティアの行う活動として引き受けをしておりません。</p> <p>○今現在、余震が続いている影響により、二次災害の恐れが十分にあり、ボランティアに来ていただいた方々の安全確保に配慮する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">つきましては、これらを踏まえて以下のことにご留意願います</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 引き受けが可能な内容<ul style="list-style-type: none"><li>・一般家庭の後片付け(家財道具の整理整頓など)</li><li>・危険を伴わない軽作業(庭先の掃き掃除など)</li><li>・専門的技術を要さない作業</li></ul></li><li>2 引き受けができない作業<ul style="list-style-type: none"><li>・企業等の営業に関わるもの(店舗、事業所内での活動)</li><li>・危険が伴う作業</li><li>・専門的技術を要する作業(屋根の修繕、シート張りなど)</li></ul></li></ol> <p>なお、家屋内外の状態がボランティア活動者に危険(家が傾いている、柱にひびが入っている等)な状況であると判断したとき、また、作業に支障のある恐れがある余震が起こった場合等は、作業中止となる場合もありますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いします。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(長岡市社会福祉協議会提供)

## (7) 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの方向性

### ① 被災者の多様なニーズに対応できるボランティアコーディネーターの確保

被災者の置かれている状況は個々で違うものであるうえ、「地震発生当初→避難生活時→仮設住宅への入居」の一連の流れの中で、被災者のニーズは多様に変化する。また、被災の混乱のなか、土地勘や日頃からの付き合いもないボランティアと被災者ニーズを適切にマッチングする必要がある。被災者の多様なニーズを把握し、的確な対応をとるノウハウを蓄積し、災害時に備えて周知しておく必要がある。

### ② 被災者とボランティアとの信頼関係の構築

地方都市においては、地域住民間の結びつきが強く、地域コミュニティによる支え合いを大切にする傾向がある。一方で、地域外からのボランティアが円滑に活動できるように、住民との信頼関係を築くことも必要である。被災者が防災ボランティア活動に対して理解を示し、ボランティアが活動時のマナーを守ることで、双方を「つなぐ」環境づくりが求められる。

○ 方向性 1 : 社協職員の応援派遣に係る研修の実施

新潟県社協が実施している研修では、被災者ニーズの対応や被災者の生活環境の変化に関する知識を習得するカリキュラムが組まれている。

現場対応能力から、災害ボランティアコーディネータ能力、災害 VC 全体の統括能力等で初級、中級、上級に3区分されており、初級から「被災者ニーズに対応するスキル」は必要な技能と位置づけられている。

新潟県と県下社会福祉協議会で締結されている「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」の中で、各社協はこの研修を通じて人材育成を図ることが位置づけられている。

社協職員にとって必須の研修ではないが、他の被災地に応援に行くだけでなく、自らの地域が被災したときに災害 VC を設置・運営できる能力がある職員を備えておくべき、という考えに基づいて整理された内容であり、各社協がそれぞれの考え方で上級者、中級者、初級者の必要な養成数を考えることになっている。

科目名	初級課程	講師	中級課程	講師	上級課程	講師
想定される用途 と必要技能	1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援業務 ① 推進拠点の各部門の運営に関する業務 ② 被災者の生活課題等に関する対応業務 ③ 他機関・団体との連絡調整業務		1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援業務 ① 災害救援活動計画の策定に関する業務 ② 推進拠点の各部門の運営に関する業務 ③ 推進拠点の各部門の連携に関する業務 ④ 被災者の生活課題等に関する対応業務		1 先遣隊業務 2 災害ボランティアセンター等推進拠点運営支援業務 ① 災害救援活動計画及び被災地支援計画の策定に関する業務 ② 推進拠点開設に関する業務 ③ 推進拠点の各部門の連携調整に関する業務 ④ 推進拠点閉鎖に関する業務 ⑤ 推進拠点閉鎖後の支援に関する業務	
	1 推進拠点における活動に関するスキル 2 被災者ニーズに対応するためのスキル 3 災害ボランティアの需給調整に関するスキル		1 災害救援活動計画の策定に関するスキル 2 推進拠点の運営に関するスキル 3 被災者ニーズに対応するためのスキル 4 災害ボランティアの需給調整に関するスキル 5 困難事例に対応するスキル		1 先遣活動に必要なスキル 2 災害救援活動計画及び被災地支援計画策定に関するスキル 3 協定等による組織的支援の調整に関するスキル 4 リスクマネジメントに関するスキル 5 推進拠点の財政確保・調整に関するスキル	
社会福祉協議会と災害対応	講義 社会福祉協議会と災害対応① 社会福祉協議会が災害対応に取り組む意義を講ずる。 ■ 災害ボランティアセンターのいろいろな形 ■ 「ボランティア派遣」ではなく、想いを繋げる災害ボランティアセンター ■ 白河町の地域情報を生かした災害対応	上級者	講義 社会福祉協議会と災害対応② 社会福祉協議会の災害対応について理解を深める。 ■ 地域情報の把握、状況判断、社会資源の把握、福祉関係のネットワーク、はばひろいネットワーク… ■ 介護保険事業との関連	上級者		
災害対策基本法等関係法令 ※法令関係重要なので、中級-上級でも資料配付	講義 災害対策基本法等 災害ボランティア活動を取り巻く関係法令に關して理解を深める。 ■ 災害対策基本法 ■ 関係法令と災害ボランティア活動 ■ その他	行政職員 (消防防災局職員)				
相互支援協定における派遣職員 の役割	講義 相互支援協定における派遣職員の役割① 相互支援協定における派遣職員(初級者)の役割や任務に關して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 職員派遣 ■ 外部支援者としてのスタンス・留意点 ■ 派遣職員(初級者)の役割・任務 ■ その他	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割② 相互支援協定における派遣職員(中級者)の役割や任務に關して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(中級者)の役割・任務 ■ 支援者としての留意点 ■ その他	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割③ 相互支援協定における派遣職員(上級者)の役割や任務及び先遣活動に關して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(上級者)の役割・任務 ■ 先遣活動 ■ 支援者としての留意点 ■ その他	県社協職員
研修カリキュラム センター等推進拠点の役割と機能	講義 センター等推進拠点の機能と役割① 災害ボランティアセンター等推進拠点における部門の基本的な機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の役割と運営 ■ 平時のボランティアセンターとの違い ■ 災害ボランティアの需給調整 ■ 業務の引継ぎ・報告 ■ 協働とチームワーク ■ 部門の連携 ■ ボランティア活動の可能性と限界 ■ その他	災害NPO職員等 被災者	講義 センター等推進拠点の機能と役割② 災害ボランティアセンター等推進拠点の各部門の機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の効率的運営とリーダーシップ ■ ボランティアの需給調整 ■ 各部門間の連携 ■ 災害救援活動計画 ■ その他	災害NPO職員等	講義 センター等推進拠点の機能と役割③ 災害ボランティアセンター等推進拠点の運営・管理について理解を深める。 ■ 災害ボラセン開設から閉鎖(転換)までの動向 ■ センター等推進拠点の運営・管理 ■ 「ひとものかね・情報」の調整 ■ 関係機関・団体との協働活動	上級者
被災者の生活課題	講義 被災者の生活課題① 被災者の生活課題に関する把握や対応方法に関する基本的な理解を深める。 ■ 被災者を取り巻く環境の変化 ■ 地域特性への考慮 ■ 被災者の生活課題の実態 ■ 生活課題の把握の手法と留意事項 ■ 生活課題への対応 ■ その他	災害NPO職員等 被災者	講義 被災者の生活課題② 被災者の生活課題に関するニーズ把握や対応方法、新たなプログラム創出等に関する技能を修得する。 ■ 被災者の生活課題への対応 ■ 生活課題に対応したプログラムの創出 ■ その他	災害NPO職員等		
リスクマネジメント			講義 リスクマネジメント① センター等推進拠点の各部門管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ 困難事例等の検討と対応 ■ その他	災害NPO職員等	講義 リスクマネジメント② センター等推進拠点の組織管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ リスクマネジメント ■ その他	災害NPO職員等
先遣活動の実際					講義 先遣活動 先遣活動任務を効果的に進めるための手法について理解を深める。社協マンとしてのスーパーバイズスキルを身に付ける。 ■ 先遣活動の役割の明確化 ■ スーパーバイザーとしての役割の理解 ■ 災害ボラセン開設に必要な情報収集、開設の判断、開設後の動きの理解 ■ ロールプレイング	上級者

図 25 新潟県社協における社協職員に対する研修メニューの例

(出典) 新潟県社会福祉協議会資料「人材養成事業の研修カリキュラム編成一覧」

区 分	区 分 す る 目 安	備 考
上 級 者 ※右のいずれかの 項目に該当する者	① 過去の災害救援活動の日数が概ね30日以上であること ② 災害ボランティアセンターの開設に携わった経験を有していること ③ 災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（上級編）の受講を終了していること	①及び②の項目に該当する者を原則として先遣隊員に任用する。
中 級 者 ※右のいずれかの 項目に該当する者	① 過去の災害救援活動日数概ね10日以上30日未満であること ② 災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（中級編）の受講を終了していること	
初 級 者 ※右のいずれかの 項目に該当する者	① 過去の災害救援活動日数概ね10日未満であること ② 災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（初級編）の受講を終了していること	

図 26 派遣職員の管理区分

(出典) 新潟県社会福祉協議会「災害救援活動に関する相互支援協定締結社協におけるマニュアル」

<http://www.fukushiniigata.or.jp/sougoshien/pdf/manual.pdf>

**○ 方向性 2 : 職員研修状況を踏まえた派遣体制の整備**

新潟県においては、県社協及び市町村社協の間で被災地に職員を応援派遣するための相互支援協定が締結されている。「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」が県内社協で締結され、応援派遣に備えている。

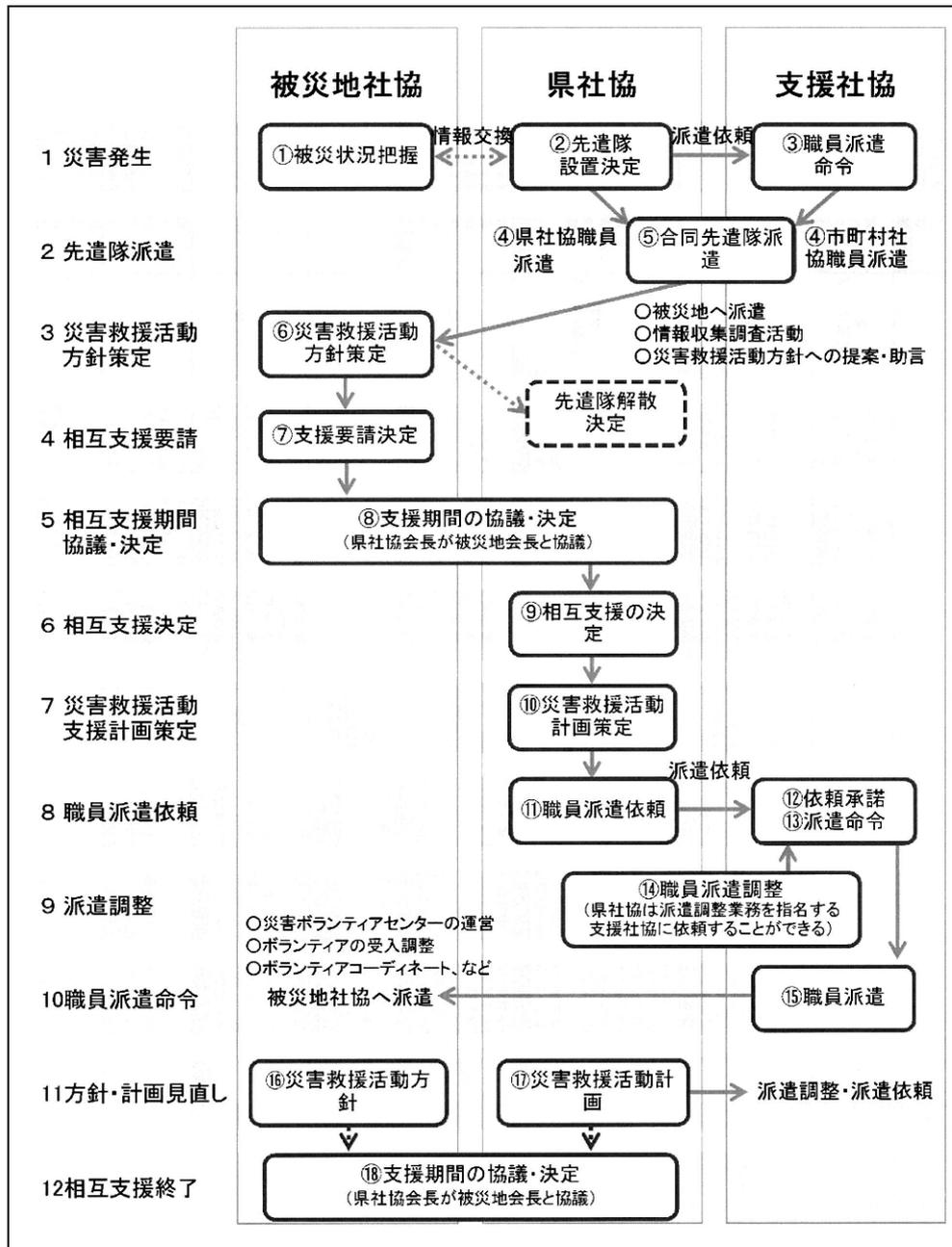


図 27 新潟県及び県下市町村社協の応援派遣フロー

(出典) 新潟県社会福祉協議会提供資料

「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定のポイント」

○ 方向性 3 : 地元ボランティア組織等と連携したニーズ把握

大被害が発生している場合は、多数の域外ボランティアの活動が被災地の応急対策、復旧活動に大きな支援となる。一方で、災害ボランティアが地域に溶け込むことを優先した結果、被災者からニーズが出やすくなる等、防災ボランティア活動の円滑化につながる。

新潟県中越地震における山古志村への支援は、災害ボランティアが災害対策本部や自治会（地区長）と十分コミュニケーションを図りながら、信

頼関係を構築した。

(出典) 総務省消防庁防災課

「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」の概要

<http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1807/180703-1-16.pdf>

また、地元ボランティアを活用するメリットは大きいと考えられ、平常時のボランティア活動を、地震発生後の防災ボランティア活動と連動させた体制作りの例がある。

また、岩手・宮城内陸地震では、地元ボランティアを中心とした対応がとられている。

静岡市大岩 2 丁目自主防災会では、ボランティア活動を通じてコミュニケーションを図り、災害時にはボランティア活動を担う組織がそのまま自主防災会に移行できるような組織作りを行っている。

下記の表に示すように、情報班、救出班、救護班、医療班、輸送班、物資班、消火班の 7 つの班が構成されている。

自主防災会での活動担当	平常時のボランティア活動の内容、特徴
情報班	アマチュア無線の有資格者 バイク、オートバイなどの所有者
救出班	大工、左官、電気、木工、塗装等建築関係で組織する。老人宅の簡単な修理等のボランティアを実施。
救護班	看護婦、保健婦の有資格者。寝たきり、一人暮らしの老人宅を訪問、血圧測定・健康相談をする。
医療班	医師の有資格者（内科、外科、整形外科、歯科）
輸送班	老人が朝病院などに行く時に車で送るボランティア
物資班	決まった日に一人暮らし老人や 80 歳以上の二人暮らし老人宅に給食宅配サービスを行うボランティア
消火班	決まった日に体の不自由な老人宅に温泉宅配サービスを実施

図 28 自主防災会とボランティア活動を組み合わせた体制づくりの例

(社団法人シルバーサービス振興会「災害時における高齢者への効果的な支援方策に関する調査研究事業 報告書」より作成)

(岩手・宮城内陸地震時の奥州市の対応状況)

6 月 17 日に奥州市社会福祉協議会に、岩手県・宮城県社会福祉協議会職員、全国防災ボランティア活動振興センター職員、中央共同募金会防災ボランティア活動支援プロジェクトメンバー（新潟県社会福祉協議会職員ほか）の参画を得て意見交換を実施。意見交換を参考に当面の被災者支援として、災害 VC 設置は行わず社会福祉協議会、及びボランティアで対応した。

- ・ 個別訪問

家屋の補修や片付け等、それぞれの内容について、ボランティア派遣の対応が可能なものと専門分野での対応が必要なものとに分けて、それぞれ必要な対応を行った。

- ・ いきいきサロン

ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通した生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる活動がふれあい・いきいきサロンだ。胆沢区や衣川区の公民館等を中心に、県内外の保健師や医師を招き、被災後のこころとからだの変化と対応方法、夏バテや熱中症予防のための食生活などについてのお話があったほか、健康相談会も行われた。時には買い物や工場見学などもした。

- ・ 配食サービスの実施

衣川区でひとり暮らし高齢者などがいる世帯にボランティアなどが訪問して昼食を届けながら、生活上の不安や困りごとがないかを伺った。

(出典) 奥州市社会福祉協議会 HP ボランティア・市民活動センター

<http://www.oshu-shakyo.jp/report/>

#### ○ 方向性 4 : 受け入れ側の体制づくり (受援力)

被災地外から集まるボランティアは、被災地の土地勘がなく被災地の求めるものがわからないため、被災地側からどのような状況か積極的に伝えることが必要となる。

受援側にも、被災者からニーズを集め、適切にボランティアに伝達し、効率的な活動をしてもらうための準備が求められる。

御前崎前市社協は、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成している。また、内閣府では、被災地に来るボランティアに対して、被災者側から積極的にニーズを出す方法を整理し、パンフレットで周知を図っている。

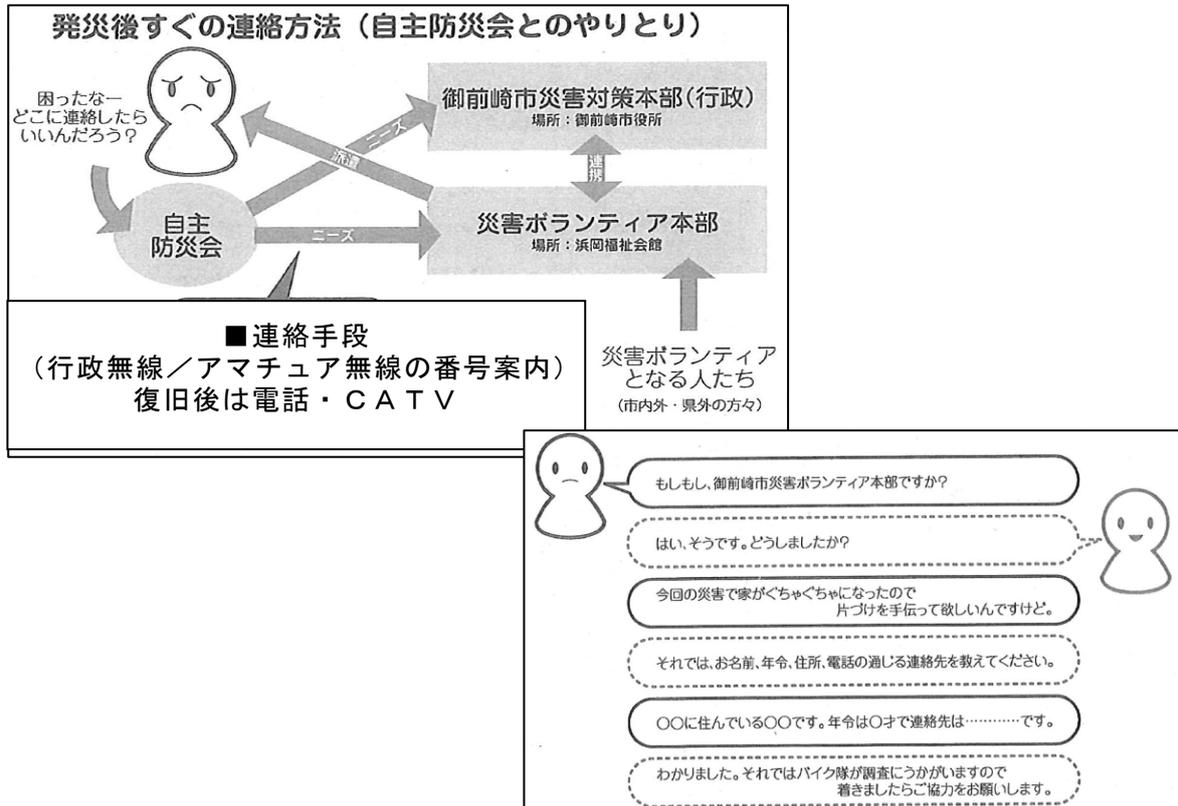


図 29 災害ボランティア本部へのニーズ連絡方法

（出典）御前崎市災害ボランティア活動マニュアル

### 防災ボランティア活動を受け入れる知恵 — 「受援力」その1 —

#### 平時に高める「受援力」

- 災害時に被災地外からやってくるボランティアは被災地の土地勘がありません。地域の情報整理（地域の危険箇所をチェックしたり、そのマップづくりなど）をしてあげば、ボランティアの受け入れの際に役立てることができます。
- 地域によっては、災害ボランティアセンターを実際に設置する訓練を行っている場合があります。訓練に参加して、地域内でお互いに顔見知りになっておくこと、ボランティアの受け入れ方法やボランティアがどのような活動をするのかを知っておくのも大事です。いざというときに、地域住民同士の助け合いにもつながります。
- 災害時にお手伝いをしてもらえる相手が誰かを把握しておくことが大事です（地域の市区町村役場、社協、自治会・町内会、民生委員・児童委員など）。地域の民生委員・児童委員では、災害時にお手伝いをしてもらえる相手を事前に確認しておく取組が行われています。

**民生委員・児童委員**  
災害時一人も見逃さない運動

この運動は、平成18年に全国民生委員児童委員連合会の呼びかけで始まりました。全国の民生委員・児童委員は、災害発生時に被災者の方々に見逃さないために、市区町村がすすめている被災者への災害時に備え活動と連携を取りながら、地域の要援者の状況やニーズの把握などを行っています。



#### 災害時：お手伝いの依頼の基本

- ボランティアにお手伝いのお願いをする際には、身の回りの状況や誰が困っているのかなど「地域の状況」をできるだけ具体的に伝えることが大事です。災害の際はそのための方針の収集にも努めましょう。
- ボランティアは原則として、被災地に負担をかけないよう、水・食事・衣服・宿泊場所等の準備を行いますので、食事・宿泊場所などの提供や報酬等も必要ありません。道具の貸出し等も災害ボランティアセンターが行いますので、心配はいりません。困ったときはお互い様なので、お手伝いしてもらいましょう。もちろん感謝の気持ちを忘れずに。
- 受け入れをすることになったら、自治会・町内会、民生委員・児童委員などの地域の実情をご存じの地域のリーダーの人たちは、地元ボランティアとともに、パイプ役を務めて地域に紹介するとスムーズに進みます。
- 支援のお願い（＝ニーズ）を、災害ボランティアセンターに出すことによって、ボランティアの人たちがお手伝いに来てくれます。  
ニーズの出し方は、  
①地域のリーダーの人たちが地域単位で取りまとめてお願いします。  
②各家に配布されたチラシをみて個別にお願いします。  
③ボランティアが直接訪問し、聞いてくれるなどの方法があります。

### 防災ボランティア活動を受け入れる知恵 — 「受援力」その2 —

#### ボランティア活動の基本

- ボランティアは日中に活動しますが、天候が悪いときなどは行わないことがあります。また、平日よりも土日に人数が集まりやすくなっています。
- ボランティアは自発的な活動ですので、ボランティアの人数が少ない場合などはすぐに対応してもらえないこともあります。
- ボランティアは原則として、「ボランティア保険」に加入していますが、危険なところでの活動はさせないなど地域としても留意する必要があります。

#### 家屋では

- 家の中の散在した家財や浸水した家財の片付けを家族や近隣だけでするのはとても大変ですから、ボランティアにお手伝いをしてもらえます。
- ボランティアに頑張ってもらっているからといって依頼した人たちも一緒に無理して作業を続ける必要はありません。
- 一緒に作業する際には、休憩中に災害のときの様子や地域の風習などを話したり、なぜ活動に参加したのか、どこから来たのか聞くなど話をしてみてください。
- 災害により家が傾いたり、余震や天候不良により二次災害の危険がある場合は、ボランティアに家の中のものを取ってきてもうのは控えてください。ある程度、落ち着くまでは我慢も必要です。
- なかなか家の中に知らない人を入れるのは抵抗感があるかもしれませんが、一度お手伝いをしてもらうと、抵抗感はなくなっていきます。
- 今の段階では必要ないけれど、後で頼む可能性がある場合は、そのことを災害ボランティアセンターに伝えておけば、対応がスムーズになります。



#### 避難所では

- 避難所は、避難した人たちが食事や睡眠などの生活をする場所であり、生活再建の中心となる場所です。
- 日頃から、避難所の場所や備蓄の内容、運営の担い手・運営方法など知っておく必要があります。
- 自分でできることは自分で行いますが、自分だけでできないことはボランティアにお手伝いを求めることもできます。

**「ボランティア保険」とは**

ボランティア活動中における様々な事故からボランティアの方々の被害を防ぐ保険です。活動中の怪我、病気、または第三者への損害や物の賠償責任も含まれます。保険料は、300円～1,000円程度です。被災された人たちが負担する必要はありません。

図 30 被災地でボランティアを受け入れる「受援力」のノウハウ例

（出典）内閣府（防災担当）「地域の「受援力」を高めるために」

### (参考) ボランティアコーディネーターの養成、研修

コミュニティが確立され、地元のボランティアと信頼関係が構築されていれば、その地域での防災ボランティア活動は円滑に進むと考えられる。地域毎にその地域のボランティアコーディネーターを事前に配置しておき、災害時の被災者とボランティアの調整を担ってもらうことで有効性が高い防災ボランティア活動を推進する。

そのような人材育成のために、災害ボランティアコーディネーターの養成研修がある。

例えば宮城県社協では、県内の民間非営利組織（社協/社会福祉施設/NPO 団体/ボランティア団体）を対象に防災ボランティア活動のコーディネートを行う職員・スタッフの専門性向上等の目的で災害ボランティアコーディネーター養成研修を実施している。

県内の民間非営利組織（社会福祉協議会/社会福祉施設/NPO 団体/ボランティア団体）を対象に防災ボランティア活動のコーディネートを行う職員・スタッフの専門性の向上と、専門職としての社会的認知を図ることを目的とした研修。認定証コースと、知識と技術の習得コースがあり、認定証コースでは、この研修を含む全ての研修を受けると、「宮城県防災指導員」の資格が認定される。テーマは下記の通り。

・「基礎研修」のテーマ

- ①テーマ：「人材プログラム開発」「業務プログラム振興計画」仲介型
- ②テーマ「防災ボランティア活動支援」4 類型共通
- ③テーマ「ボランティアプログラム開発」施設型・NPO型
- ④テーマ：「まとめ」4 類型共通

・「セミナー・専門研修」のテーマ

- ①テーマ：「再確認！ボランティアコーディネーター論」

目 的：現在ボランティアコーディネーターとして活動している、またはこれから活動する方がコーディネーターとして活動するために、きちんと認識しておかなければいけないボランティアコーディネーター論を再確認すること。

- ②テーマ：「ボランティアコーディネーターとしてのファシリテーター技術」

目 的：様々な会議や打ち合わせの際重要な役割を持つファシリテーターとして必要な知識と技術の基礎を習得すること。

図 31 宮城県災害ボランティアコーディネーター研修のプログラム例

(出典) 宮城県社会福祉協議会HP

<http://www.miyagi-sfk.net/main/bo-co19.doc>

## 4. 防災ボランティア活動への支援等

### (1) ボランティアの活動に必要な物資、資機材の支援

災害 VC では様々な物資、資機材が必要となることが予想される。

過去の災害時には、新潟県中越地震の際、長岡市災害 VC では、地震発生直後は電話回線が不足していたが、KDD I より携帯電話の支援(機材貸与、通話料無料)を受け、対応することができた。なお、長岡市役所にNTTドコモより同様の支援があり、市役所を通じて長岡市社協にも貸与された。

その他、必要な資材(携帯電話、パソコン、ヘルメット、ビニールシート等)については、購入したものもあるが、主要な資材については、多くの企業、団体等から寄付もしくは借用をし、なおかつ不足する資材については、ホームページを通じて寄附の依頼を行った。

(長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」  
及び長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

(長岡市における名札としてのガムテープの使用例)



(長岡市社会福祉協議会提供)

### (2) ボランティアの自己管理の原則に関する周知

災害 VC では、防災ボランティア活動中に被災者とのトラブルが発生することを避けるために、防災ボランティア活動のコーディネートと同時に、マナーや安全上の配慮等を周知した。勝手な行動や、強い思い込みによる被災者へのストレスを考慮した上での活動を行ってもらうために、こうした情報が必要となった。

主な注意事項としては、以下のような内容が周知された。

- ・被災者の自立支援であることに留意する(支援し過ぎの注意)。
- ・被災者(依頼者)の気持ちに配慮する。
- ・被災者のプライバシーを尊重する(写真撮影等の禁止)。
- ・自らの健康、安全上の管理(無理をしない、危険な仕事を断る)。
- ・営利、営業活動等の禁止。
- ・専門的な技術を要する支援(こころのケア等)に関する注意。

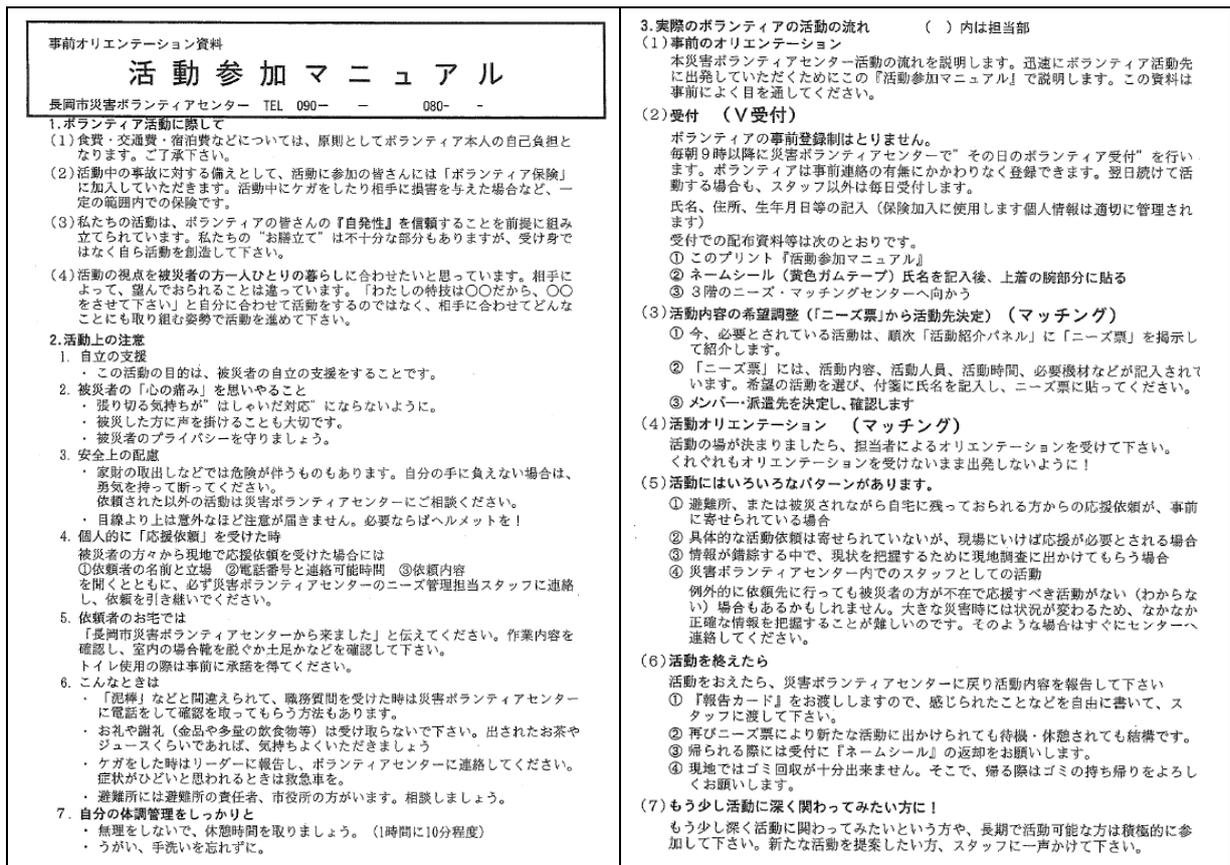


図 32 長岡市VCが配布した「活動参加マニュアル」

(出典) 長岡市社会福祉協議会

「新潟県中越大地震における長岡市ボランティアセンターの活動状況において」

### (3) ボランティアの移動等に対する支援

中山間地等、地方都市での災害では、ボランティアが公共交通機関等を使って自力で訪問できる範囲にも限界があった。また、ボランティアが車を利用することで駐車場が不足する等の問題も懸念された。

そのため、県災害ボランティア本部や市町村等の災害VC等では、地方公共団体の災害対策本部及び関係団体と連携し、防災ボランティア活動の際に必要な移動手段を確保した。

### <能登半島地震>

能登半島地震では、被災地の交通混雑、駐車場不足の回避、及び周辺の道路事情に詳しくない県外ボランティアの利便確保のために輸送バスを運行した。順路は金沢から被災地である輪島市と穴水町間で、平成19年3月29日から4月22日まで毎日運行した。運行したバスは143台に上った。輸送したボランティアの人数は延べ4,835人であった。

<b>6 県ボランティア本部の主な取り組み</b> (1) ボランティア活動保険掛金の全額助成 (2) ボランティア輸送バスの運行（平成 19 年 3 月 29 日～4 月 22 日） ① 運行台数 143 台 ② 利用者数 4,835 人 内訳 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>輪島市</td> <td>113 台</td> <td>3,877 人</td> </tr> <tr> <td>穴水町</td> <td>30 台</td> <td>958 人</td> </tr> </table> (3) 災害ボランティア活動支援物資の購入・提供		輪島市	113 台	3,877 人	穴水町	30 台	958 人
輪島市	113 台	3,877 人					
穴水町	30 台	958 人					

図 33 石川県災害 VC が確保したボランティア輸送バスの状況

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震における防災ボランティア活動の記録」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku\\_2.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/katudokiroku/katudokiroku_2.pdf)

<新潟県中越沖地震>

被災地で起きている交通渋滞に対するボランティア車両の影響の緩和と被災地へのアクセス確保のため、ボランティアバスの運行を実施している。7 月 21 日からボランティアバスの運行を行うことが決定し、ホームページ掲載及び報道機関の協力により周知した。

また、県民生活課内に電話受付のための専用回線を用意して利用申込みの受付に当たった。

バスの運行は、県職員のほか N P O の協力を得て実施、被災地のニーズの状況を確認しながら運行管理を行った。最終的には J R の不通区間が解消されるまでの運行として 8 月 1 日まで運行され、述べ 67 台、2,503 人のボランティアが参加した。

また、刈羽村災害 VC は、県と調整の上、朝ボランティアを送迎したバスを、刈羽村の村内のボランティアの移動手段として利用し、効率的な移動手段の確保を行った。

市町村	受入台数(人数)	(出発地別内訳)
柏崎市	39 台 (1,425 人)	新潟 (22 台 837 人) 長岡 (11 台 385 人) 上越 (6 台 203 人)
刈羽村	26 台 (1,007 人)	新潟 (11 台 423 人) 長岡 (15 台 584 人)
出雲崎町	2 台 ( 71 人)	新潟 ( 2 台 71 人) 新潟 ( 2 台 71 人)
計	67 台 (2,503 人)	新潟(35 台 1,331 人) 長岡(26 台 969 人) 上越(6 台 203 人)

※出発地：新潟（ビッグスワン駐車場）、長岡（長岡駅東口）、  
上越（上越総合庁舎、直江津駅南口）

図 34 新潟県災害ボランティア本部が確保したボランティア輸送バスの状況

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/4\\_02-1,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/4_02-1,0.pdf)

○ (参考) 被災地外の社協によるボランティアバスの運行

なお、地震災害以外の対応としては、平成 21(2009)年台風 9 号の際、兵庫

県佐用町、宍粟市の被災地への移動のために、兵庫県社会福祉協議会が神戸駅から両市町へのボランティアバスを運行した事例がある。ここでは、対象となるボランティアの募集を県内に限っている。

運行区間	： 神戸駅～佐用町、宍粟市
定員	： 各日 200 名
	※両日ともバス 5 台
	※募集範囲を県内に限る
	(募集期間が短く、交通の便も考慮して)

(出典) 兵庫県記者発表資料

「台風 9 号による被災地支援ボランティアバスの運行について」平成 21 年 8 月 11 日 (火) 発表

#### (4) ボランティアの宿泊に対する支援

防災ボランティア活動期間の宿泊場所は、本来、ボランティアが自主的に確保するものであるが、一方で、地方都市等では地理的条件等により、宿泊場所が不足することがあった。また、ボランティアの野宿や避難所での宿泊が、被災者にとっても迷惑となりうる可能性も考えられた。

そのため、県や災害 VC を設置した市町村社協が、公的施設を宿泊場所として開放したり、宿泊情報の提供を行う等の対応が取られた。

#### <新潟県中越地震>

長岡市 VC では宿泊場所の提供はしなかったが、近隣市町村の観光協会から、ボランティアに安価で宿泊場所を提供する申し出や、市民 (一般、寺院) から無料の宿泊部屋の提供に関する申し出等があり、これらについて情報提供を行った。

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

#### <新潟県中越沖地震>

新潟県中越沖地震では災害ボランティアの宿泊場所 (テント設置可能な場所等) の確保、旅館等宿泊施設の被害、工事関係者による宿の確保によりボランティアが近隣の宿泊先を予約することが困難な状況にあった。そのため、県災害ボランティア調整班が、7 月 24 日から県立柏崎常盤高等学校小体育館をボランティア宿泊場所として設置した。

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/4\\_02-1,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/4_02-1,0.pdf)

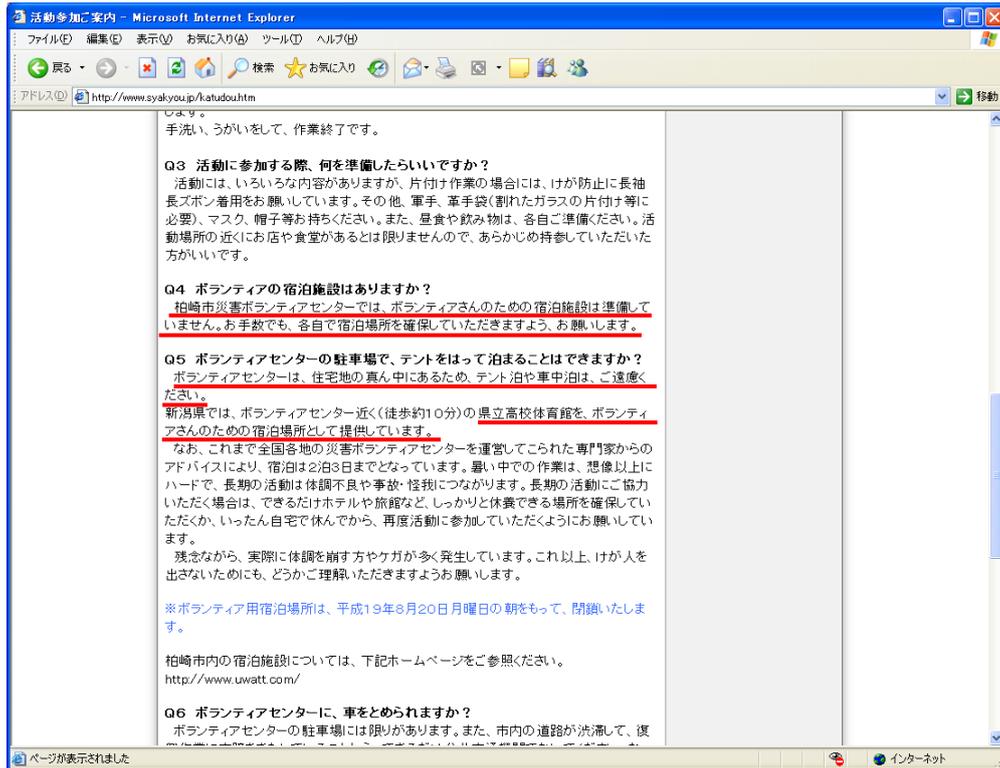


図 35 柏崎市社協HPにおける広報状況

(出典) 柏崎市社協HP

<http://www.syakyou.jp/katudou.htm>

## (5) ボランティア保険に関する支援

防災ボランティア活動中の事故等に備えるため、ボランティアには保険への加入が勧められた。被災地の災害VCで加入する場合は、掛け金は被災地等で負担していた。

### <新潟県中越地震>

中越地震におけるボランティア保険の加入者数は49,811人であった。

(出典) 新潟県HP「新潟県中越大震災ボランティア受入状況」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/200731cyuetsudaishinsaivourasu,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/200731cyuetsudaishinsaivourasu,0.pdf)

### <福岡県西方沖を震源とする地震>

福岡県西方沖を震源とする地震のボランティア保険の掛金助成(福岡県地域福祉財団助成事業)として、市町村社会福祉協議会を通じて、ボランティア保険の掛金を助成した。

- ・助成額1人あたり100円 対象者45,839名

また、新潟中越地震災害救援ボランティアのボランティア保険の掛金を助成した。

- ・助成額 1 人あたり 690 円 対象者 39 名

(出所) 福岡県社会福祉協議会 平成 16 年度事業報告

### <能登半島地震>

能登半島地震では、財団法人石川県県民ボランティアセンターが、ボランティア保険掛金について全額助成を行い、県民ボランティア基金<sup>\*</sup>から 662 万円を出した。

(石川県ヒアリングより)

※ボランティア基金 (石川県県民ボランティア基金の例)

- ・平成 9 年 1 月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」に際し、全国から寄せられた義援金の一部と石川県からの補助により設置した基金。

(出典) 石川県「災害対策ボランティア本部運営マニュアル」

[http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/saibora/saibora\\_4.pdf](http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/saibora/saibora_4.pdf)

### <新潟県中越沖地震>

平成 19 年 7 月 16 日～平成 21 年 9 月末まで、ボランティア保険の掛け金約 819 万円を、県災害ボランティア連絡協議会（現：県災害ボランティア調整会議）の基金から支出した。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリングより)

#### 【保険の適用範囲】

- ・ 防災ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然・外来の傷害事故を補償する保険
- ・ 「基本タイプ」「天災タイプ」があり、「天災タイプ」の場合は余震を含む天災（地震、噴火、津波）に起因する被保険者自身のケガも補償される。
- ・ 人格権の侵害（殺人や傷害、侮蔑、名誉毀損、プライバシーの侵害）による法律上の賠償責任を負われた場合も保険金が支払われる。
- ・ 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となる。

#### (適用範囲外)

- ・ ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）
- ・ 職業または職務に従事している間の傷害事故
- ・ 回復程度を確認するための通院
- ・ 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
- ・ ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取り替えなど、簡易な処置だけの通院
- ・ 天災に起因する賠償責任の事故

#### 【保険金の支払い】

- ・ ケガの補償の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なく支払われる。

- ※ 死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人と定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者に支払われる。
- ※ ケガをされた時に既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が重くなったり治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金が支払われる。

【保険の限度額】

- ・ 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額が限度となる。

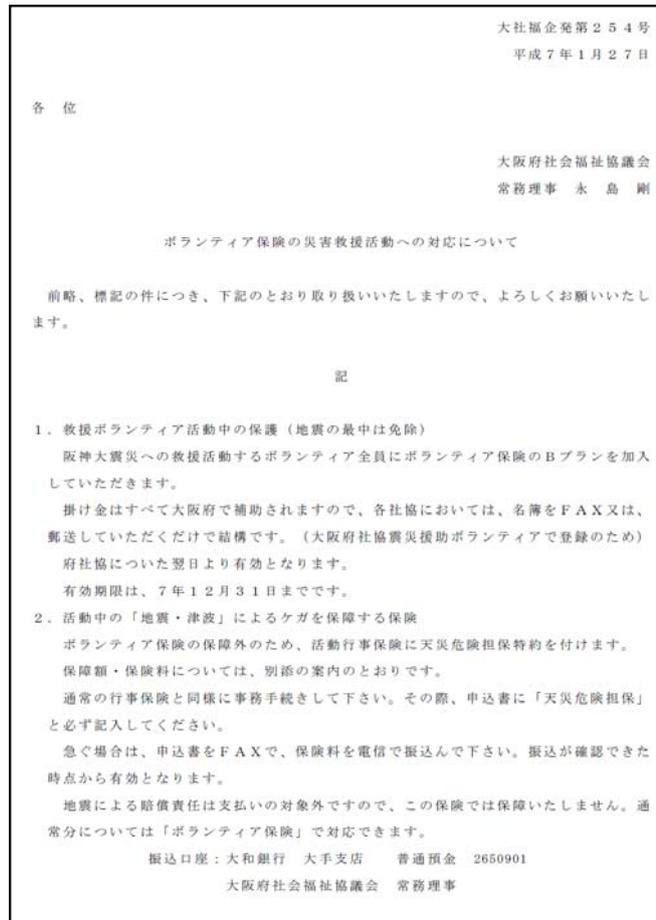
図 36 ボランティア保険の補償内容

(株式会社福祉保険サービス HP の内容より作成)

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>

○ (参考) 阪神・淡路大震災時のボランティア保険

阪神淡路大震災の際、大阪府が救援活動するボランティア保険の加入を促進した。その際、掛け金は全て大阪府が補助した。ボランティアは名簿を FAX、または郵送するだけで手続きが完了となった。



<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/eqb/book/habie-shiryo/pdf/010302.pdf>

## (6) 防災ボランティア活動への支援等の方向性

### ① 防災ボランティア活動への適切な支援

災害発生時には多くのボランティアが駆けつけ、ボランティアの宿泊場所、被災地までの移動手段等の確保が必要となる。過去の災害では、被災地の行政などが宿泊場所の情報提供、ボランティアバスの運行などの対応を行ったが、被災による混乱や災害対応により、被災地の行政の対応能力には限界がある。防災ボランティア活動への支援体制について事前から検討しておく必要がある。

### ② 防災ボランティア活動における注意事項の周知

防災ボランティア活動は自己責任であるという原則のもと、宿泊場所の確保や食料等の準備などの防災ボランティア活動における注意事項について、周知を行うことが重要である。

#### ○ 方向性 1 : 災害 VC に必要な資機材の事前確保

実際の防災ボランティア活動に際し、作業に応じた様々な資機材等が必要となる。域外からのボランティアが利用する資機材等を、事前に準備している場合、円滑な防災ボランティア活動の助けとなる。

資機材等はボランティアが自主的に持参することが望ましい一方、大型の資機材等は地元の災害 VC が事前に準備、あるいは地震発生後直ちに収集できるような仕組みがあると有効である。

十日町市ボランティアセンターでは、防災ボランティア活動に必要な資材等は物資と共に全国から送られ、様々なものが揃っていたり、センター内には細かな情報が掲示されていたりと、支援活動が円滑に行えるよう万全の体制が整っていた。また、十日町市との連携も万全で、自治体とボランティアセンターの役割分担がきちんとされていたため、住民の混乱等もなかった。

また、下京区役所と下京区社会福祉協議会との間で、災害時に防災ボランティア活動の拠点となる「下京区災害 VC」の設置及び運営についての基本的な事項をまとめた「覚書」が締結された。

十日町市ボランティアセンターでは、防災ボランティア活動に必要な資材等は物資と共に全国から送られ、様々なものが揃っていたり、センター内には細かな情報が掲示されていたりと、支援活動が円滑に行えるよう万全の体制が整っていた。また、十日町市との連携も万全で、自治体とボランティアセンターの役割分担がきちんとされていたため、住民の混乱等もなかった。

(域外から応援に来たボランティアの意見より)

○ 十日町市では、自治体の役割とボランティアセンターの役割がはっきりし

ていて、きちんと整理がされており、自治体とボランティアセンターとが連携し、それぞれが機能的に運営されていた。

→ 自治体としての災害対策だけではなく、ボランティアセンター等の設置・運営マニュアルも十分に整備していく必要がある。



十日町市VCにおける資機材や情報の準備状況

図 37 十日町市VCにおける物資の確保状況

(出典) 神奈川県本部／自治労藤沢市職員労働組合「新潟県中越地震ボランティア報告書」

[http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/report/rep\\_okinawa31/jichiken31/3/3\\_1\\_j\\_06/3\\_1\\_j\\_06.htm](http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/report/rep_okinawa31/jichiken31/3/3_1_j_06/3_1_j_06.htm)

(運営の支援)

第4条 甲（京都市下京区役所）は、前条の設置要請をしたときは、センターの円滑な運営を確保するために乙（社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

活動拠点の提供

資器材等の提供

被災状況に関する情報の提供

その他センターの運営に必要と認める支援

図 38 下京区災害VC覚書の内容

(出典) 京都市HP

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/page/0000028484.html>

### ○ 方向性2：多様な主体からの支援の充実

被災地内の災害VCがどこまで支援を行うか、明確にするための検討が必要と考えられる。被災地の災害VCや行政が、対応する範囲を予め明確にしておく。

例えば、中越地震における長岡市の例では、ボランティアの活動場所が点在しており、大きな避難所や物資の搬入搬出場所など、大量のが必要とする場所へはバスが運行されたものの、それ以外の場所へのボランティアの移動手段が確保されなかった。こうした際の対応について、「どこまでボランティ

アを支援するか」「支援主体は誰（どこ）か」を明確にすることが求められる。

被災地の災害 VC や行政が支援について対応を検討する事項は、支援内容（移動手段、宿泊場所、資機材等）や支援の調達先（行政、社協、民間企業、被災地内 or 被災地外等）が考えられる。

### ○ 方向性 3：防災ボランティア活動における注意事項の周知

全国社会福祉協議会等が情報発信している「災害時のボランティアの注意事項」等について、被災地内外の社協や行政、マスコミ等が連携して周知することが求められる。

各地の社協やボランティアセンター等でも注意事項を整理して情報発信している。また、内閣府では、防災ボランティア活動検討会での議論をもとに、防災ボランティア活動を行う際の工夫や心構え等を、「防災ボランティアの「お作法」集」としてまとめている。

新潟県中越地震の際、新潟県は、混乱する被災地で、防災ボランティア活動が逆に被災者及びボランティア自身へ問題を生じさせないように、注意事項を作成し、配布している。

表 19 全国社会福祉協議会が情報発信している  
「災害時の防災ボランティア活動に関する注意事項」

1. 災害救援防災ボランティア活動は、ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加・行動することが基本です。
2. まずは、自分自身で被災地の情報を収集し、現地に行くか、行かないかを判断することです。家族の理解も大切です。その際には、必ず現地に設置されている災害救援ボランティアセンターに事前に連絡し、防災ボランティア活動への参加方法や注意点について確認してください。災害救援ボランティアセンターの連絡先は、本会のホームページでもお知らせしています。
3. 被災地での活動は、危険がともなうことや重労働となる場合があります。安全や健康についてボランティアが自分自身で管理することであることを理解したうえで参加してください。体調が悪ければ、参加を中止することが肝心です。
4. 被災地で活動する際の宿所は、ボランティア自身が事前に被災地の状況を確認し、手配してください。水、食料、その他身の回りのものについてもボランティア自身が事前に用意し、携行のうえ被災地での防災ボランティア活動を開始してください。
5. 被災地に到着した後は、必ず災害救援ボランティアセンターを訪れ、防災ボランティア活動の登録を行ってください。
6. 被災地における緊急連絡先・連絡網を必ず確認するとともに、地理や気候等周辺環境を把握したうえで活動してください。
7. 被災地では、被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいで防災ボランティア活動に参加してください。
8. 被災地では、必ず災害救援ボランティアセンターやボランティアコーディネーター等、現地受け入れ機関の指示、指導に従って活動してください。単独行動はできるだけ避けてください。組織的に活動することで、より大きな力とすることができます。
9. 自分にできる範囲の活動を行ってください。休憩を心がけましょう。無理な活動は、思わぬ事故につながり、かえって被災地の人々の負担となってしまいます。
10. 備えとして、防災ボランティア活動保険に加入しましょう。

（出典）全国社会福祉協議会 HP

<http://www.shakyo.or.jp/saigai/katudou.html>

表 20 仙台市ボランティアセンターが情報発信している  
「被災地でのボランティア活動に際して注意」

**■被災地でのボランティア活動に際して注意**

被災された方々とともに、多くのボランティアのちからは、災害復興のための大きなエネルギーとなります。しかし、被災地での支援活動は、日々変化する現地の状況など、事前に情報の収集や被災地へ入るための準備、注意事項をよく確認する必要があります。

災害が発生した際、現地は混乱や多忙をきたしていますので、良かれと思うことが迷惑になってしまわぬよう、下記事項に十分注意したうえで、ボランティア活動を行ってください。

**かならず事前に最新の状況を確認しよう**

現地の状況は随時変化しています。どんなことが必要とされているのか？ボランティア受付窓口はどこなのか？また、ボランティア募集状況についても、募集を中断したり、締め切る場合もあります。かならず最新の状況を確認してください。

**被災者の立場に立った活動をしよう**

被災者の気持ちを尊重してください。自分の思い込みでの行動は、迷惑になりかねません。

**地域住民の自立をサポートしよう**

災害支援活動は、被災者の自立復興支援が目的の活動ですので、善意の押し付けや一方的な活動にならないよう心がけてください。

また、時には現地での作業がない場合もあります。「復興支援への手が足りている」というふうに考えましょう。

**現地での単独行動は、安全上の観点からも絶対におやめ下さい**

現地の災害ボランティアセンターや社会福祉協議会・NPO団体等のコーディネーターがニーズ把握を行っています。活動の場合、コーディネーターやリーダーとかならず事前に調整・打合せを行ってください。特別な事情がない限り単独の行動は控えてください。また、集団で作業を行う場合には、集団行動のルールを守ってください。

**プライバシーの尊重、秘密保持を守ろう**

活動中に知り得た個人的な情報を他人に漏らすことは、信頼関係を損なうだけでなく、法律上の責任を負う場合もあります。守秘義務を守りましょう。

**自分の健康管理をして無理のない活動をしよう**

自分の体調は、自分にしかわかりません。無理をせず、体調の変化を感じたら、誰かに付き添ってもらい病院にかかりましょう。

**危険なことはせず、自分自身を守ろう**

無理をせず、できないことは「できない」旨、はっきりと伝えることが大切です。

**自分の宿泊場所、食料、情報手段を事前に確認しよう**

活動に必要な作業服や備品、自分の食料や飲料、また、現地での宿泊先などはかならず各自で確保してください。現地での手配は難しい場合があるほか、現地の災害ボランティアセンターや役場などでは復旧活動に多忙な為、相談に応じられない可能性があります。

被災地や地域住民の方に負担をかけないよう、自己完結であることが基本です。

◆準備すべき持ち物（参考例）

軍手、タオル、防塵マスク、ティッシュ、着替え、食糧、飲み物、携帯電話、救急用品（ばんそうこうなど）、保険証の写し、ゴミ袋、ラジオ ほか

#### **ボランティア保険への加入をおすすめします**

活動を行う場合、ボランティア保険への加入をおすすめします。ただし、加入申込先や活動内容によって保険による補償内容が異なる場合があります。現地または最寄りのボランティアセンターにお問い合わせ下さい。

(出典) 仙台市災害ボランティアセンターHP

<http://www.ssvc.ne.jp/volunteer/>

**表 21 内閣府「防災ボランティアの「お作法」集」に記載されている  
防災ボランティア活動上の注意事項（抜粋）**

### **1 防災ボランティアの規範（きはん）**

- ▶ 復旧や復興の主役は被災者です。ボランティアはそれをサポートする存在であるという原則を忘れないように心がけましょう。
- ▶ 防災ボランティアは、水・食料・常備薬・適切な服装・保険等、必要な備えをして自己完結を原則に被災地に入りましょう。被災者・被災地や現地ボランティアセンターに負担をかけないようにしましょう。
- ▶ 仕事がなくとも、ボランティアニーズをむりやり探し出すのではなく、被災地／被災者のことをよく理解するようにしましょう。
- ▶ 災害の規模、種類、地域などにより、災害 VC の運営などに違いがあって当たり前です。あくまで、被災した現場が中心であることを忘れないようにしましょう。

### **2 防災ボランティアの工夫（くふう）**

- ▶ 被災地内の災害 VC は、地域内や近隣の方々が中核となって運営できるようにします。地元が自らの被災対応に追われている初期でも、外部支援者だけで意志決定をするのは避け、地域外の支援ボランティアは地元運営を支えていきましょう。
- ▶ 避難所にいる人と話をする際には、相手と同じ目線に自らの姿勢を自然に合わせて話をしましょう。

### **3 防災ボランティアのべからず**

- ▶ 防災ボランティアは、被災者の立場をできるだけ理解し、自分の判断を押しつけるようなことを避けましょう。
- ▶ 必要以上に自分の経験を振りかざすことは避けましょう。

(出典) 内閣府「防災ボランティアの「お作法」集」HP

<http://www.bousai-vol.go.jp/kihan/index.html>

## 「こころのケア」ボランティアについての注意事項

現在、各地のボランティアセンターで専門職（精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、看護師、保健師など）ではない「こころのケア」のボランティアの方々、あるいは専門職であっても県の依頼ではなく、個別に直接ボランティア登録されている方々がいらっしゃいます。その善意の活動によって多くの被災住民の方が癒されていることとは思いますが、こういった災害の専門的知識を持ち合わせていない場合に、被災者の症状を悪化させる場合もあります。そのような問題を防ぐためにも以下の点について注意してください。

- 1 被災者に震災の時の様子などを無理に話させることは避けてください。  
被災者が話したい話を丁寧に聞いていただくことは、被災者の心を和らげる場合が多いのですが、話したくないのに話させることは、震災のときの恐怖や不安が強まり精神的に不安定になるおそれがあります。
- 2 ボランティアの方は、持参したお薬や栄養剤などを、被災者に渡さないようにして下さい。お薬については適切な用法・用量に基づく服用の必要から、県から派遣した医療チームが処方します。
- 3 不安で夜眠れない、食欲がない、気持ちの落ち込みが激しい、不安で落ち着かない、体の調子が悪いなどの症状がある人などについては、医療機関や「こころのケアチーム」等の専門家にまかせてください。ボランティアだけで対応しないようにして下さい。
- 4 被災者の話を聞くことで、ボランティアの方自身が動揺したり、精神的に不安定になることもあります。また、がんばりすぎて疲れてしまうこともあるので、自分自身の健康に注意し、休養を心がけてください。
- 5 被災者の方々は、相手が善意であっても自分の意に添わない支援は当然断ることが出来るということを念頭に置いて活動してください。

新潟県

図 39 新潟県による「こころのケア」ボランティアに関する注意事項

## 5. 民間企業との連携

### (1) 民間企業からの支援

過去の地震において、民間企業と連携した専門的なノウハウ、豊富な物資・資機材の提供等の支援が行われた。

表 22 各地震における民間企業との連携事例

地震	民間企業との連携
新潟県中越地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流専門家の派遣による救援物資の管理、配送の効率化</li> <li>・ 燃料事業者から燃料を確保</li> <li>・ ホテル、旅館を宿泊施設として利用</li> <li>・ FM放送局と連携した外国人向け情報の提供</li> </ul>
福岡県西方沖地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災建物内の片付け作業</li> <li>・ 避難所への畳の搬入</li> <li>・ 引越し時等における車両の提供</li> </ul>
能登半島地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物のリサイクル、破砕処理等</li> </ul>
新潟県中越沖地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル、旅館を宿泊施設として利用</li> </ul>
岩手・宮城内陸地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘリコプター燃料搬送、供給</li> </ul>

注：食料や物資の無償提供については除く。

#### ➤ 全国ネットワークを活かした物資輸送

生協は、新潟県中越地震、中越沖地震の際に車両を派遣し、物資の集積所から避難所への配送、また仮設住宅への引越しを支援した。

日本生協連合会は、全国に4,000台のトラックを持っており、全て公安委員会に緊急通行車両の事前届出済みである。

比較的小さい車両を保有しており、被災地における物資の再配送に適している。どの被災地にも、その出身であるドライバーがいるため、地理に精通している。

	中越地震	中越沖地震
物資の再配送	30生協125台 293人	12生協59台 118人
仮設住宅への引越し	20生協158台 247人	9生協26台 44人

(出典) 日本生協連合会大規模災害協議会資料「自然災害と生協」

#### ➤ 避難場所の提供

ジャスコ小千谷店は、新潟県中越地震の際、駐車場に静岡県系列店が所

有していた緊急避難用大型テント「バルーンシェルター」を設置し、避難所として提供した。

- ・ イオングループは 2010 年 2 月 28 日現在、1,099 の店舗・事業所が地方公共団体と防災協定を結んでいる。
- ・ バルーンシェルターをショッピングセンターを中心に 28 カ所に配備している。

(出典) イオンHP <http://www.aeon.info/environment/social/bousai/>

## <新潟県中越地震>

新潟県中越地震では、被災市町村に多くの緊急支援物資が運び込まれたことで、その保管や輸送に大きな混乱が生じていた。北陸信越運輸局では、現地支援対策室（内閣府）からの要請を受け（国土交通省経由）、新潟県トラック協会とともに、トラック事業者の協力を得ながら、効率的な物資輸送体制をつくるために物流専門家の派遣を行っている。

小千谷市は、当初、物流対策を実施する余裕がないという理由で物流専門家の派遣を保留していたが、10 月 30 日、北陸信越運輸局から再度必要性を説明し、物流専門家を派遣することとなり、10 月 31 日～11 月 8 日の間、延べ 10 人の物流専門家を派遣した。

新潟県庁でも、物資の管理、配送のための物流専門家の派遣が行われたほか、倉庫（ストックヤード）の確保についても支援を受けている。

一方、これらの支援を行った企業から、受け入れ体制に係る課題等が指摘されている。

(新潟県中越地震で支援にあたった企業、団体等から指摘された課題)

### ○初動体制等での問題点

- ・ 県からの要請がなかなか来なかった。
- ・ 自治体からの要請時間(夜間、休日)によって、車両、運転手の手配に時間を要した。
- ・ 自治体との協定が未締結だったため、役割が不明確だった。

### ○要請側にかかる問題点

- ・ 自治体において、物資輸送に関する取り決めが無く、要請が各部署から出された。窓口の一本化が必要。
- ・ 輸送量に対する必要車両台数が把握できない。(台数の指示が適切でなかった)
- ・ 一部の市から直接個別事業者に要請があり、運賃処理不明確でサービス扱となった場合もあった。
- ・ 急な要請のため、車両確保に困難をきたした。

#### ○輸送する際の問題点

- ・ 通行可能道路の把握が困難を極めた。
- ・ 三種類の通行証「災害派遣等従事車両証明書」「緊急通行車両の標章及び確認書」等の発行に手間取った。一元化及び簡素化できないか。
- ・ 乗務員の安全確保及び非常食の携帯等について、今後検討の必要がある。
- ・ 幹線ルートでの消防団の道案内が役立った。

#### ○受入側での問題点

- ・ 積み卸しの手伝いがあるとの情報があったが、不手際により人手が無く大幅な時間を要した。
- ・ 緊急物資に便乗した要請があった。
- ・ 受入された物資が無秩序に保管されている所が多く、被災地等への提供に混乱を生じさせた。

#### ○自治体との連携について

- ・ 自治体の物資管理が品目単位であったため、同じ場所へ運ぶものなのに毛布と食料で別々のトラックとなるような状況が多発した。また、運ぶ物資の量とトラックの大きさの見当が付かず、手配したトラックが使われなかったり、半裁で走るトラックも出たりした。このため、「物流専門家」の派遣要請が出たが、保管・ピッキング・輸送が分かる者が現場にいれば問題は発生しなかつただろう。実際の積み下ろし作業はボランティアでできるので、各拠点に一人ずつでも作業を指示できる者を派遣する必要がある。

(出典) 内閣府「平成 16 年度 新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」

## ＜福岡県西方沖を震源とする地震＞

福岡県西方沖を震源とする地震では、企業等の申し出や、行政からの要請により、職能を活用したボランティア支援が行われた。

表 23 福岡県西方沖地震における企業等の支援活動

株式会社 松本組	玄界島被災家屋の瓦落とし作業	玄界島被災家屋の瓦落とし作業
のびのび美野島 (ボーイスカウト福岡県連盟 第17団協力)	被災地(玄界島)の子どもたちを対象とした野外 キャンプの体験	ゲーム、レクリエーション、クラフト、 バーベキュー
福岡市鍼灸マッサージ師会 (協力北九州師会(株)全医療器)	避難者の様々な不定愁訴を取り除くことの協力	会員による鍼灸マッサージの提供
福岡市老人福祉施設協議会	九電体育館避難所への福祉車両と運行者、 介助者の輪番による提供	市内緊急ショートステイ入所時の搬送 高齢者の緊急入院時の病院搬送 その他避難者の緊急搬送
福岡県公衆浴場 生活衛生同業組合福岡市支部	避難者への銭湯の無料開放	避難者への銭湯の無料開放及び バスによる送迎
福岡市獣医師会	九電体育館に飼い主と共に避難している ペットの健康診断	ペットの健康診断
(社)福岡県動物福祉協会	被災者からのペットに関する 電話相談窓口設置	被災者からのペットに関する電話相談
(社)日本愛玩動物協会 福岡県支部 NPO法人福岡どうぶつ会議所	九電体育館に飼い主と共に避難している 犬のトリミング・シャンプー・ 飼育困難な動物の飼い主さがし	犬のトリミング・シャンプー
いてもたってもおら連帯・ ふくおか+市民災害救援 ネットワーク	かもめ広場仮設住宅の希望する居住者に プランター、土、ゴーヤの苗、雨水貯水タンクを 提供	・6月4日(土)にプランター、土、 ゴーヤの苗を配布 ・6月19日(日)に雨水貯水タンク、 ゴーヤ用の棚を提供
(社)日本造園建設業協会 九州支部 (社)日本造園建設業協会 福岡支部 (社)福岡県造園業協会 (社)福岡市造園建設業協会	かもめ広場仮設住宅の集会所横の空地に 日陰のできる高木植栽と、その下に縁台を 提供したい。 灌水等の管理作業、仮設住宅撤去時の施設撤去 は同団体がボランティアで行う。	7月2日(土)に申し出内容で実施
九州地理情報株式会社	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地 危険度判定資料の電子データ化	被災建築物応急危険度判定及び 被災宅地危険度判定資料データの パソコン入力作業

(出典) 福岡県西方沖地震記録誌 (平成 20 年版)

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/16867/1/6-8.pdf>

## ＜新潟県中越沖地震＞

新潟県中越沖地震時は、新潟県中越地震の対応を踏まえ、新潟県から緊急物資輸送、専門家派遣要請がトラック協会に対して出された。

また、大量の物資等が支援されている。

(中越沖地震における新潟県トラック協会の対応 (抜粋))

◇ 7月16日 (月)	
【新潟県備蓄基地－柏崎間】	輸送トラック 31 台
【上越カルチャーセンター－刈羽村役場間】	輸送トラック 1 台
【アークランド・サモト中之口物流センター－刈羽村役場間】	輸送トラック 1 台
【新潟市西区立仏－柏崎アークパーク】	輸送トラック 3 台
【コメリ白根店－刈羽村役場・柏崎市役所】	輸送トラック 1 台
【コメリ白根店－出雲崎役場】	輸送トラック 1 台
◇ 7月17日 (火)	◇ 7月17日 (火)
【新潟市西区 (エムテック) －柏崎アークパーク】	輸送トラック 3 台
【上越カルチャーセンター－出雲崎役場】	輸送トラック 1 台
【長岡環境センター－柏崎武道館】	輸送トラック 4 台
【アークランド・サモト中之口物流センター－柏崎武道館】	輸送トラック 3 台
【アークランド・サモト女池－柏崎保健所】	輸送トラック 3 台
【新潟県備蓄基地－柏崎市役所、柏崎武道館】	輸送トラック 3 台
【柏崎市役所へ物流の専門家を派遣】	3 名派遣現地到着

(出典) 国土交通省北陸信越運輸局プレスリリース「平成19年新潟県中越沖地震について (第6報)」

[http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/press/070719\\_4.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/press/070719_4.pdf)

表 24 新潟県中越沖地震における民間企業等からの支援状況

3 企業等からの無償救援食料・水			
おにぎり等米飯 (食)	パン (食)	カップ麺 (食)	水・お茶 (器)
76,426	98,893	67,762	575,211

※ 提供：農業団体、飲料メーカー、コンビニエンスストア、食品メーカー、自動車メーカー、旅客運送会社、石油会社、地方自治体など118団体

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」

[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Simple/3\\_02-1.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/3_02-1.pdf)

## (2) 民間企業等との連携の方向性

過去の災害時には、民間企業から被災地へ専門家の派遣や物資・資機材等の提供が行われており、これらが被災地での活動の大きな助けとなっている。民間企業と行政、民間企業とボランティアの連携を高め、さらに多くの企業の参画を促すための仕組みづくりが求められる。

### ○ 方向性：民間企業との連携

共同募金会等による資金援助、「災害ボランティア活動支援プロジェクト」及び日本経団連「1%クラブ<sup>4</sup>」のネットワークを通じた物資支援が行われている。

#### ① 共同募金会「災害準備金」の支援

共同募金会は、被災状況を調査の上、防災ボランティア活動のための資金を提供している。中越地震の際は、総額約1億円が支援された。

#### ② 「災害ボランティア活動支援プロジェクト」「1%クラブ」による物資支援等

災害ボランティア活動支援プロジェクトにおいて、中央共同募金会が経団連「1%クラブ」を通じ、防災ボランティア活動上の必要な物資について支援する仕組みが構築されている。

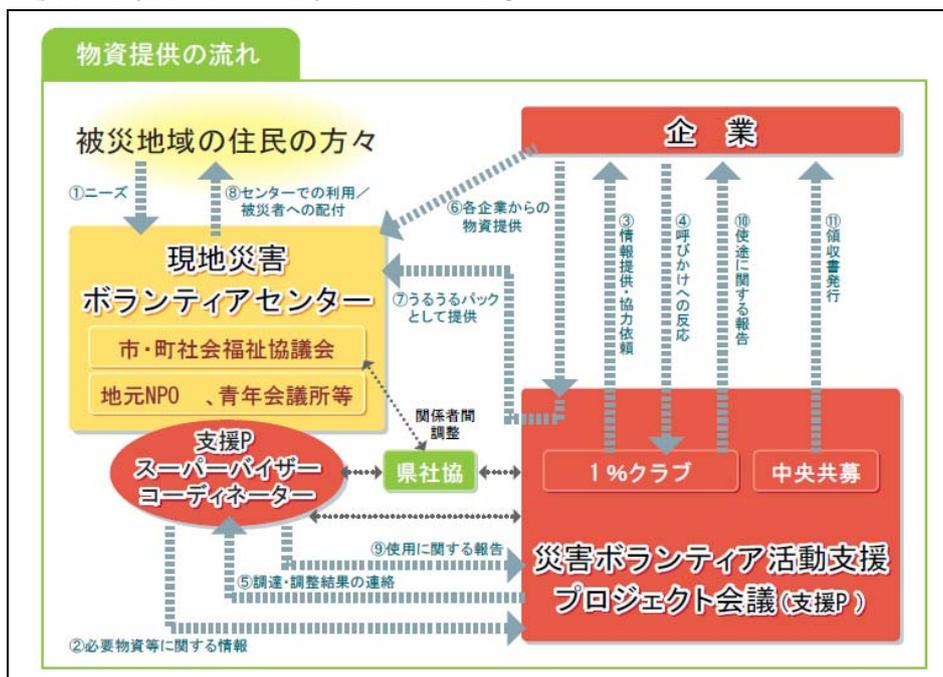


図 40 災害ボランティア活動支援プロジェクトによる災害支援の仕組み

(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」  
[http://www.shien-p-saigai.org/archive/handbook\\_0906.pdf](http://www.shien-p-saigai.org/archive/handbook_0906.pdf)

<sup>4</sup> 日本経団連「1%クラブ」は、ボランティア活動等の社会貢献活動への支援とを行っている。1%とは、「経常利益や可処分所得の1%相当額以上を自主的に社会貢献活動に支出」しようと努める企業や個人を会員とすることを意味している。

## ○（参考）民間企業と行政との協定

近年、企業と自治体間の防災協定が増加傾向にある。特に、平成16年の新潟県中越地震以降は自治体の防災意識も高まり、自治体は防災力の向上の観点から、企業は社会貢献の観点から協定を締結するようになった。災害時に自治体やボランティアだけでは対応できない事象に対して民間企業が参入する意義は大きいと考えられる。

行政等が、企業の社会貢献として「防災」を位置づけることで、これらの協定締結への動きにつながることも考えられる。

### <自治体が結んだ様々な防災協定の例>

#### ◆ アマチュア無線で被災地の情報伝達（無線連盟支部）

地方自治体などから非常通信の協力についての覚書あるいは協定等の締結を求められれば、内容を検討し、締結する。

（出典）日本アマチュア無線協会「非常通信に関する基本方針ならびに非常通信実施要領」

[http://www.jarl.or.jp/Japanese/2\\_Joho/2-4\\_Hijou/Kihon-to-jissiyoryo.pdf](http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-4_Hijou/Kihon-to-jissiyoryo.pdf)

#### ◆ 漁船による物資輸送（漁協連合会）

##### （4）滋賀県漁業協同組合連合会との協定

平成8年3月滋賀県漁業協同組合連合会と「災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な漁船の応援についてとりきめたものである。

##### 【連絡先】

滋賀県漁業協同組合連合会	大津市のおの浜4丁目4-23	電話 077-524-2418 FAX 077-525-4795
--------------	----------------	-------------------------------------

##### （5）琵琶湖汽船株式会社との協定

平成8年3月琵琶湖汽船株式会社と「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめたものである。

##### 【連絡先】

琵琶湖汽船株式会社	大津市浜大津5丁目1	電話 077-522-4115 FAX 077-524-7896
-----------	------------	-------------------------------------

（出典）滋賀県地域防災計画

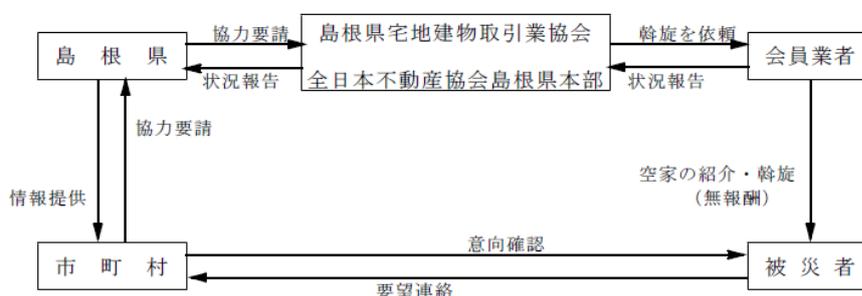
[http://www.pref.shiga.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/bousaikeikaku\\_shinsai\\_3\\_1\\_H21.pdf](http://www.pref.shiga.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/bousaikeikaku_shinsai_3_1_H21.pdf)

#### ◆ 被災者の民間賃貸住宅の紹介・斡旋に関する協定

##### 【島根県】

地震等の大規模な災害により住宅に住めなくなった被災者に対し、民間賃貸住宅の空き家を活用し迅速に住宅の供給を行うために、社団法人島根県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会島根県本部との間に、事前に協力関係を定めた協定を締結している。協定の内容は以下の通り。

- 被災者に入居可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。
  - 民間賃貸住宅の媒介（仲介）を被災者に無報酬により行う。
- ※県から両協会への要請に基づき、両協会は上記を会員業者に要請する。



(出典) 島根県 HP 「被災者の民間賃貸住宅の紹介・斡旋に関する協定の概要」  
<http://www3.pref.shimane.jp/houdou/files/682CF061-E8AA-47E0-855D-C57ACB37DBDA.pdf>

※ (参考) 平成 17 年 12 月末現在の他県の協定締結状況 (新潟県、東京都、埼玉県、滋賀県、徳島県、香川県、高知県、愛知県、愛媛県、神奈川県、和歌山県)

#### ◆ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」

一関市と一関市医師会、一関歯科医師会、一関薬剤師会は 2010 年 5 月 13 日に「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結した。協定は、自然災害時などに市地域防災計画に基づき、市と各会の 4 者が連携して医療救護活動を行うために必要な事項を定めたもの。協定は、豪雨、洪水、地震などの自然災害時に防災計画に基づく医療救護活動を行う必要がある場合に▽救護班の派遣▽応急処置などの救護業務▽傷病者に対する調剤一などを 4 者が連携して行うという内容。それぞれの会との個別協定締結は他自治体でもありますが、医師、歯科医師、薬剤師の 3 団体と行政が連携して一度に協定を結ぶのは県内では初めて。

(出典) 一関市市役所 HP

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/1,19856,148,309.html>

#### ◆ かんぼの宿を用いた避難場所に関する協定

##### ■災害協定の締結

地域貢献施策の一環として、かんぼの宿等が近隣の地元自治体等と協定を結び、災害発生時に「避難場所の提供・炊き出しなどの非常食の提供・浴場を開放しての温泉入浴の提供」など可能な限り協力していくことを推進しており、平成20年3月31日現在、全国で64か所（休館施設を除く。）のかんぼの宿等において地元自治体等との災害協定を締結しました。

(出典) 日本郵政グループ「ディスクロージャー 2008 資料編 会社データ」

#### ◆ 複写機、プリンタなど、複合機の提供

災害時には膨大な数の被災建築物を判定する時などに調査表や地図を印刷・複写するための複写機・プリンタが必要となることから、これらの資機材の提供協力に関する「災害時協定」を民間事業者の一つとして大阪市と締結した。

(出典) 京セラミタ HP

[http://www.kyoceramita.co.jp/news/rls\\_2009/rls\\_20090330.html](http://www.kyoceramita.co.jp/news/rls_2009/rls_20090330.html)